

「道州制等広域行政に関する中部５県市町村長の意識調査」
調査結果報告書

2006 年 9 月

は じ め に

中部 5 県において平成 11 年 3 月に 450 あった市町村が、平成の大合併により 271 市町村が合併に取り組み、78 の市町村が誕生した。その結果、平成 18 年 4 月 1 日現在の市町村数は 257 となった。

数多くの自治体および経済団体は、平成の大合併により市町村の自治能力が拡充し、都道府県のあり方が変化しつつあることを踏まえ、府県制から道州制への移行を提言している。また、本年 2 月には第 28 次地方制度調査会が“道州制の導入が適当”とする答申を行った。しかし、さらに道州制導入の機運を醸成し、国が具体的な施策を実施するのを促すためには、道州制に関する地方の意見を把握し、政府・国会に伝える必要がある。

このため、本会では、市町村合併に対する評価、道州制の必要性やあり方、道州制を導入するために必要な取組み等について、中部 5 県の全 257 市町村長に対し「これからの地方行政制度のあり方に関する市町村長アンケート」を実施した。

この報告書は、そのアンケートの結果を取りまとめたものである。調査にご協力いただいた市町村の方々に改めてお礼申し上げるとともに、この報告書が道州制の導入への機運醸成に少しでも役に立つことができれば幸甚である。

2006 年 9 月

社団法人中部経済連合会

会 長 豊 田 芳 年

広域行政委員長 佐 々 和 夫

目 次

I 調査要領	1
II 調査結果要旨	3
III アンケート調査結果	7
ア. 市町村合併について	
1－1 合併をした理由	8
1－2 合併をしなかった理由	10
2 市町村合併に対する評価	12
3 市町村合併に関連した課題	13
4 今後の市町村合併の必要性	14
5 合併優遇策の必要性	16
イ. 今後、自治体に求められる役割	
6 今後住民ニーズが高くなる市町村の役割	18
7 今後の都道府県の役割	20
ウ. 道州制導入の賛否	
8 道州制を導入することへの賛否	21
9－1 道州制の導入に賛成する理由	22
9－2 道州制の導入に反対する理由	23
エ. 道州制を導入する場合の道州制のあり方について	
10 国と地方の役割分担	24
11 道州制への移行時期	25
12 国の出先機関の扱い	26
13 国庫補助金制度の課題	27
14 国庫補助金制度のあり方	28
15 地方交付税のあり方	29
16 自主財源について	30
17 道州の区域	31
オ. 道州制導入に向けた議論のあり方について	
18 政府に求めること	32
19 国民的な議論にするために今後期待される取組み	33
20 自由意見	34
IV その他意見・記述式回答のまとめ	35
V アンケート調査票	63

「道州制等広域行政に関する中部５県市町村長の意識調査」

I 調査要領

1. 調査目的

道州制に関する議論の背景のひとつである今般の市町村合併に対する評価、これからの市町村と都道府県の役割に対する認識を把握するとともに、道州制に関する関心度合や道州制の基本的設計に関わる課題等について、中部５県下の基礎自治体首長の生の意見を把握し、本会の今後の活動に活かしていくことを目的とする。

2. 調査対象

中部５県（愛知・岐阜・三重・静岡・長野）の全市町村長 257 名を対象とした。

3. 調査方法

質問紙を用いたアンケート調査を、郵送配布・郵送回収法にて実施した。

4. 調査時期

平成 18 年 6 月上旬にアンケート調査票を発送し、6 月 21 日を回答期限とした。

5. 調査事項

別添のアンケート調査票参照。

6. 回答状況

対象数 257 市町村、回答数 201 市町村。回答率 78.2%

回答状況

	市町村数	回 答 数 (回 答 率)
５ 県 計	2 5 7	2 0 1 (78.2%)
愛 知 県	6 3	5 6 (88.9%)
岐 阜 県	4 2	3 0 (71.4%)
三 重 県	2 9	1 7 (58.6%)
静 岡 県	4 2	3 3 (78.6%)
長 野 県	8 1	6 5 (80.2%)
合 併 済	7 8	5 7 (73.1%)
非 合 併	1 7 9	1 4 4 (80.4%)

7. 本文での表記

- (1) 回答結果を市町村合併有無別、人口規模別、財政力指数別、県別に集計。
- (2) 集計結果のうち人口別「10～30 万人」とは「10 万人以上 30 万人未満」の意であり、他も同様である。また、財政力指数別「0.7～1.0」とは「0.7 以上 1.0 未満」の意であり、他も同様である。
- (3) 集計結果の表は、実数（上段）と構成比（下段）を表示している。
- (4) 集計結果の表の構成比は小数点 2 位以下を四捨五入して表記している。また、本文では小数点以下を四捨五入して表記している。「－」は該当回答がないことを示している。
- (5) 集計結果の表の網掛け部分は構成比が 50%以上であることを示している。特に 75%以上の項目は濃度を濃く表示している。

Ⅱ 調査結果要旨

ア. 市町村合併について

中部 5 県の市町村数は合併特例法施行前の平成 11 年 3 月末では 450 であったが、そのうち 271 市町村が合併に取り組み、78 の市町村が誕生した。その結果、平成 18 年 4 月 1 日現在の市町村数は 257 となった。

合併を行った理由は主に、「地域の総合的な活力の強化のため」46%、「財政基盤を強化するため」42%、「広域的な行政課題に対応するため」35%、「今後の少子高齢化進展に伴う行政ニーズに対応できる体制を整えるため」32%となっており、自治能力の拡大や諸課題への対応のために合併した市町村が多くを占めている（p. 9）。

また、合併によって実際に生じた（または今後生じる）変化は「要員の削減等、事務事業の効率化」67%、「旧市町村の枠を越える広域的な行政課題への対応が行いやすくなる」54%と、事業の効率化や広域行政課題への対応のしやすさが実感・期待されている（p. 12）。

さらに、今後の課題としては「地域住民の一体感の醸成」77%、「行政職員の定員適正化」65%、「類似公共施設の統廃合による運営効率化」47%と行政運営上の効率化とともに、合併後における住民の一体感醸成が課題としている（p. 13）。

一方、合併を行わなかった理由は「合併先と考えられる市町村に合併する意向がない」36%、「住民の合併に対する機運が盛り上がらなかった」31%、「合併によるメリットが感じられない」27%など、回答にばらつきがあるが、合併協議を行った市町村間での合意が出来なかったことや、住民・議会による反対などによって合併していない市町村が多いことが伺える（p. 11）。

今後の市町村合併の必要性については、「早急に合併する必要がある」13%、「当面は不要であるが、将来条件が整えば合併を行う必要がある」が 67%と 8 割の市町村が合併に対して前向きな姿勢である。早急な合併を求める声は主に、合併をしていない小規模市町村から挙がっている（p. 15）。

また、合併優遇策の必要性については 22%が「旧法並の優遇策」を、44%が「現行程度の優遇策」の継続を求めており、合併経費に対する国の支援を求める声が強い。ただし、その他意見においては、「市町村の自主性を尊重したうえで優遇策を導入すべき」との意見が過半数を占めている（p. 17）。

イ 今後、自治体に求められる役割

今後住民ニーズが高くなる市町村の役割として、「老人福祉」59%「児童福祉」45%「防災対策」39%と住民の安心・安全を確保するための役割を重要視している。このほか、小規模市町村においては、「農林水産業振興」や「観光振興」など地域雇用の創造に向けた役割についても重要視している（p. 19）。

また、今後の都道府県の役割は、「広域的な行政問題への対応」が 91%と圧倒的多数の市町村が指摘した。これに「市町村の共同取組の支援・誘導」が 57%、「情報・ノウハウ等に関する支援」が 56%で続いている。「国際的な諸課題への対応」とする

のは人口 10 万人以上の市および財政力指数 1.0 以上の市町村で最も高く 30%程度となっている（p. 20）。

【市町村合併に関するコメント】

- 小規模町村は、財政基盤の強化や、単独での行政運営を断念したことにより止むなく合併を行ったことが伺える。一方、合併をしていない自治体のうち半数近くが、財政力指数 0.7 以上の自治体であることをみると、比較的財政上の余裕のある市町村において合併が進んでいないようである。
- しかし、人口減少・少子高齢化時代の到来や都市間競争が激化していることなどを考慮すると、現状の財源が今後とも確保できる保証はない。今後の住民ニーズの変化や広域行政ニーズに対応するためにも、財政的に余裕のある今の段階から市町村合併に積極的に取り組み、財政効率面において望ましい人口規模である、20 万人から 30 万人規模の市に集約することが必要と考える。

ウ 道州制導入の賛否

以上の市町村合併に関する意見や、今後自治体に求められる役割を踏まえた上で、道州制を導入することへの賛否について尋ねたところ、「賛成」「どちらかという賛成」（以下、賛成等）が 71%と、「反対」「どちらかという反対」（以下、反対等）の 19%を大きく上回った。特に大規模な市町村や財政力指数の高い市町村ほど賛成等の意見が多くを占めている。人口 1 万人未満の町村においても「賛成等」47%・「反対等」44%であり、道州制導入に賛成等が反対等を上回っている（p. 21）。

道州制の導入に賛成する理由は「地方分権社会が実現し、地域の特性に応じた自立的な行財政運営が可能となるから」83%、「二重行政や縦割り行政の解消により、許可申請の一本化等手続き面での簡素化が期待できるから」69%、「広域行政課題への対応が充実するから」51%と、道州制の実現により、地方分権に伴う自立的な行政運営の実現・広域的な行政運営の充実や行政手続の効率化が期待されている（p. 22）。

また、道州制の導入に反対する理由は「道州内で州都となる地域とそれ以外の地域間で現在より格差が拡大する」「住民と行政の距離が遠くなる」「現在の府県制度でも、権限や財源の移譲を進めることが可能」の 3つの回答がいずれも 56%で並んだ（p. 23）。

エ 道州制のあり方について

続いて、道州制を導入した場合の道州制のあり方について尋ねた。

国と地方の役割分担については、90%の市町村が「国の役割を通商・外交、防衛、司法、調整・監視、ナショナルミニマム等に限定。民生や教育等住民に身近な諸課題への対応を道州及び市町村が担うべき」と回答。「現在の国と地方の関係を維持すべきである」と回答したのはわずか 6%（11 市町村）であった（p. 24）。

道州制の移行時期については、「早急に導入すべき」9%、「道州制導入の環境にあるが、その前に、市町村合併後の体制を整え、その後に導入」23%と、この 2つの

回答を合わせて 32%の市町村が「すでに道州制を導入すべき環境である」と指摘している。しかし、58%の市町村は「まだ道州制を導入すべき環境となっていないが、導入の必要が生じた時スムーズに導入できるよう、調査研究などの準備を整える」との回答であった（p. 25）。

国の出先機関の扱いについては「道州制移行と同時に廃止」が 23%であったが、「権限を徐々に道州政府に移譲し、最終的に廃止」39%に加え、「出先機関を 1 つに統合したうえで、権限を徐々に道州政府に移譲し、最終的に廃止」27%と段階的な廃止が 66%を占めた（p. 26）。

国庫補助金制度の課題については、「補助金の交付条件に合わせるため、地方の実情に合わない事業が行われている」が 74%、「中央省庁が縦割りで補助金メニューを作成しているため、類似する補助金が多く無駄が発生している」57%、「補助金申請事務が煩雑すぎる」54%と、補助金メニューの使い勝手の悪さや手続きの煩雑さを指摘する市町村が過半数である（p. 27）。

国庫補助金のあり方については、41%が「補助金を廃止、地方へ財源移譲すべき」と回答、また「運用の見直しをするべき」が 50%と現行の補助金制度を廃止もしくは改革すべきとの意見が 9 割以上を占める。「現行のまま存続させる」はわずか 2%である（p. 28）。

地方交付税のあり方については、何らかの地方間調整の制度を求める声が高いが、「地方間の不均衡を地方自ら水平的に調整すべき」53%、「現行の地方交付税制度を存続させる」25%と国の関与をなくし、地方自らが調整する制度にすべきとの意見が多数を占めている（p. 29）。

自主財源として拡充を求める税目では、「所得税から個人住民税への税源移譲」が 75%、「法人税」が 51%と 2 つの税目で過半数となった。また、「地方消費税の増税」は 45%と半数近くの市町村が支持した（p. 30）。

道州の区域について県別に見てみると、「中部州」に属するのが妥当と回答した市町村は愛知県 96%、岐阜県 87%、三重県 77%、静岡県 55%、長野県 52%であった。「関西州」については三重県 6%、他県ゼロ。「関東州」については静岡県 33%、長野県 29%、他県ゼロである。静岡県伊豆地方・長野県北東部においては「関東州」との回答が多い（p. 31）。

オ. 道州制導入に向けた議論のあり方について

道州制導入に向けた議論のあり方について自由記述方式にて尋ねたところ、下記のような意見が出された。

政府に求める対応（回答：128 市町村）として、「地方の意見を正確に政府に伝えるために地方と国の共同による道州制推進協議機関の設置」を求める意見が半数以上を占めた。また、「道州制を広く国民的な議論とするべき」との意見も多く出され、そのための具体策として、「政府がリーダーシップを発揮し、道州制法制等の整備を行う」ことを求めている。そのほか、「地方に対し、権限や財源を移譲することを明確に示すべき」とする意見もみられた。

国民的な議論にするために今後期待される取組み（回答：124 市町村）として、道

州制を導入することにより、「国民にどのようなメリットやデメリットが生じるのか」「国民の生活がどのように変化するのか」ということを具体的に示すべきとの意見が半数以上を占めた。また、「テレビや新聞などのマスコミを利用した広報活動」、「地方におけるシンポジウムやタウンミーティングの実施」、「公聴会・パブリックコメントの実施」、「現行府県制度下における権限・財源移譲の実施」などが提案された。

その他の自由意見（回答：61 市町村）として、「地方が真の自立を目指し、自らの判断と責任で地域の課題を解決するために、国は地方のことは地方に任せる姿勢を明確にし、地方への協力体制を整えるべき」等の地方分権を求める意見、「真の地方分権が確立できるよう権限委譲、財源委譲を行い、国の関与を極力なくすべき」との税財源に関する意見、「都市の生活基盤、生活環境に対する農村部（小規模市町村）の役割が大きい点に着目し、都市・地方の役割分担と財政措置の明確化と手立てを行うべき」など小規模市町村の存続に関する意見等が出された。

【道州制に関するコメント】

- 道州制の導入に対して 71%が賛成、19%が反対と圧倒的多数の市町村が賛成の立場である。また、国の役割を限定し、住民に身近な役割は地方が担うとすべきとする意見が 90%と圧倒的多数を占めており、国と地方のあり方の見直しを求めている。本会は、かねてより道州制推進の立場をとっているが、今回の調査結果をみると心強い限りである。
- もっとも、すでに道州制に移行すべき環境であると指摘した市町村は 32%にとどまっており、機運の醸成や道州制のメリット・デメリット等をわかりやすい形で示すなど環境整備に努めていくことが必要と考える。
- 「三位一体の改革」は昨年 11 月に一応の決着をみせたが、国庫補助金の廃止・削減に見合った税源移譲が見送られたり、国庫補助負担金の交付金化が行われるなど、地方の裁量の拡大や税財源の拡充につながるものとはならなかった。このことを反映して、今回の調査では、国庫補助金制度の廃止もしくは改革を求める意見が多数あった。地方分権を財政面から裏付けると同時に、国・地方双方の財政改革を進め、地方自治の拡大と併せて地方に財政責任を付与するためには、更なる改革が必要である。2007 年度以降も第Ⅱ期改革として地方交付税算定基準の簡素化・透明化、国庫補助金の廃止・縮減と税源移譲の一体的推進などを積極的に進めるべきである。
- 道州制への移行については、建設的な議論を積み重ねていくことが必要であり、地方と国との共同による道州制協議機関等を早急に設立することが求められる。その協議の場において、道州制導入推進法などの推進法制の整備や推進機関の設置、真の地方分権時代に相応しい国と地方の役割分担の見直しや税財源の移譲等が適切に進められるよう、本会としても、経済界の立場から、関係機関に積極的な働きかけを行っていきたい。

以 上

アンケート調査結果

ア. 市町村合併について

1-1 合併をした理由（複数回答、3つまで）

- 中部5県の市町村数は合併特例法施行前の平成11年3月末では450であったが、そのうち271市町村が合併に取り組み、78の市町村が誕生した。その結果、平成18年4月1日現在の市町村数は257となった。
- 合併をおこなった78の市町村を対象に、合併をした理由を尋ねたところ、57の市町村から回答があった（回答率73.1%）。
- 「地域の総合的な活力の強化のため」が46%と最も高く、次いで「財政基盤を強化するため」42%、「広域的な行政課題に対応するため」35%、「今後の少子高齢化進展に伴う行政ニーズに対応できる体制を整えるため」32%、となっており、自治能力の拡大や諸課題への対応のために合併した市町村が多くを占めている。
- 人口10万人以上の市や財政力指数が0.5以上の市町村の半数程度が「広域的な行政課題に対応するため」や「地域の総合的な活力の強化のため」としている。一方、人口10万人未満の市町村や財政力指数が0.5未満の市町村は「財政基盤を強化するため」や「財政支援措置を活用するため」、「地方交付税が減額され、単独での行政運営が困難となったため」とする割合が高くなっており、特に人口が少ない市町村、財政力指数が低い市町村ほどその割合が高い。
- 規模の大きい市町村は合併により自主的な行政運営を高めることを目指している一方、規模の小さい市町村は厳しい財政状況を理由として合併を行ったようである。
- 「その他」では、「隣接する自治体から強い申し入れがあったため」という趣旨の意見が目立った。

図1-1 合併をした理由 (N=57)

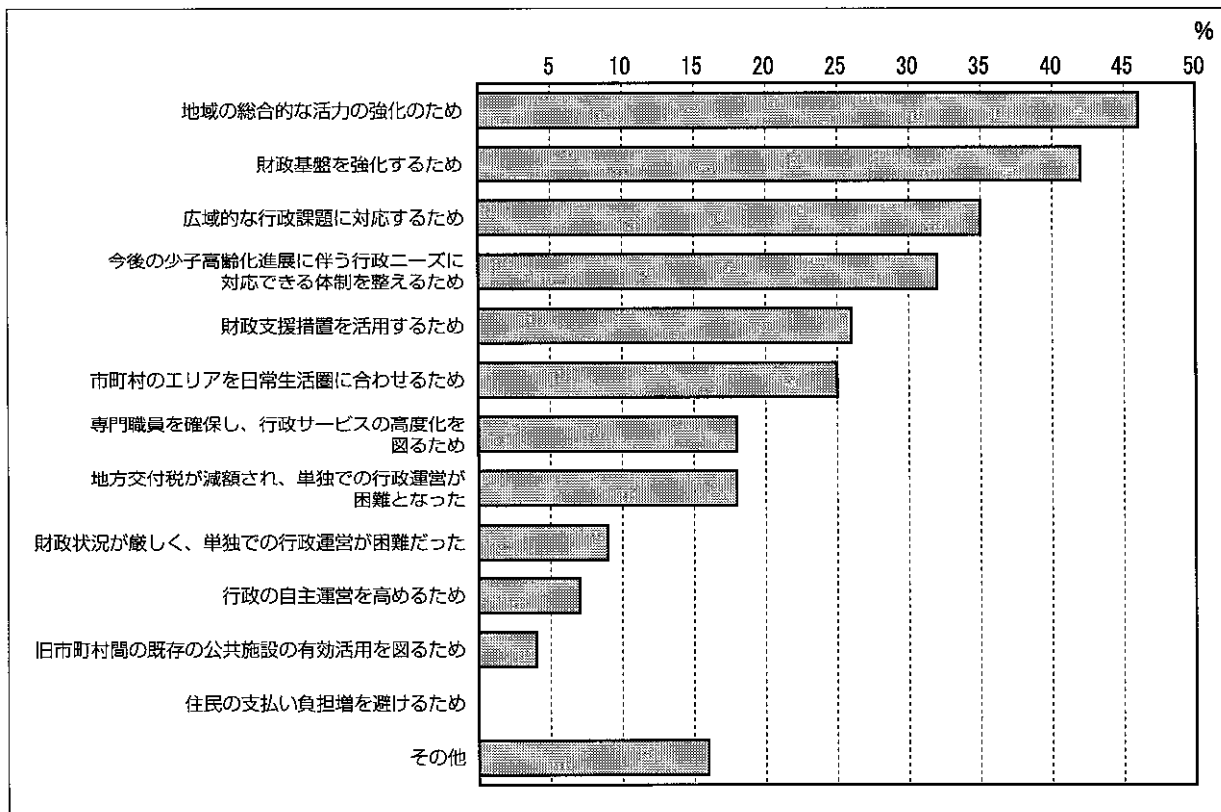


表1-1 合併をした理由

項目	全 体	人口				財政力指数					県				
		30 万人 以上	10～ 30 万人	1～ 10 万人	1 万人 未満	1.0 以上	0.7 ～ 1.0	0.5 ～ 0.7	0.3 ～ 0.5	0.3 未満	愛 知	岐 阜	三 重	静 岡	長 野
総合活力強化	26 45.6	4 66.7	9 64.3	12 37.5	1 20.0	4 80.0	8 44.4	8 57.1	5 38.5	1 14.3	3 27.3	9 64.3	3 33.3	4 40.0	7 53.8
財政基盤強化	24 42.1	1 16.7	5 35.7	15 46.9	3 60.0	1 20.0	10 55.6	3 21.4	5 38.5	5 71.4	5 45.5	4 28.6	5 55.6	4 40.0	6 46.2
広域行政課題に 対応	20 35.1	3 50.0	6 42.9	11 34.4	- 0.0	4 80.0	5 27.8	8 57.1	2 15.4	1 14.3	6 54.5	6 42.9	2 22.2	2 20.0	4 30.8
少子高齢化の 対応	18 31.6	- 0.0	5 35.7	13 40.6	- 0.0	- 0.0	6 33.3	5 35.7	5 38.5	2 28.6	2 18.2	4 28.6	6 66.7	2 20.0	4 30.8
財政支援措置 活用	15 26.3	- 0.0	2 14.3	10 31.3	3 60.0	- 0.0	1 5.6	4 28.6	6 46.2	4 57.1	4 36.4	3 21.4	2 22.2	2 20.0	4 30.8
日常生活圏の エリア一致	14 24.6	3 50.0	6 42.9	5 15.6	- 0.0	1 20.0	7 38.9	3 21.4	3 23.1	- 0.0	3 27.3	5 35.7	1 11.1	2 20.0	3 23.1
専門職員確保	10 17.5	- 0.0	2 14.3	8 25.0	- 0.0	2 40.0	5 27.8	1 7.1	1 7.7	1 14.3	3 27.3	1 7.1	3 33.3	2 20.0	1 7.7
地方交付税減額	10 17.5	- 0.0	- 0.0	7 21.9	3 60.0	- 0.0	1 5.6	3 21.4	3 23.1	3 42.9	2 18.2	3 21.4	1 11.1	2 20.0	2 15.4
単独行政運営 困難	5 8.8	- 0.0	- 0.0	5 15.6	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	4 30.8	1 14.3	- 0.0	3 21.4	1 11.1	1 10.0	- 0.0
自主運営高める	4 7.0	3 50.0	1 7.1	- 0.0	- 0.0	- 0.0	3 16.7	1 7.1	- 0.0	- 0.0	1 9.1	- 0.0	- 0.0	2 20.0	1 7.7
公共施設有効 活用	2 3.5	- 0.0	- 0.0	2 6.3	- 0.0	- 0.0	1 5.6	1 7.1	- 0.0	- 0.0	1 9.1	- 0.0	- 0.0	1 10.0	- 0.0
支払い負担増 回避	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	9 15.8	1 16.7	3 21.4	3 9.4	2 40.0	2 0.0	3 16.7	3 21.4	2 15.4	1 14.3	1 9.1	3 21.4	1 11.1	1 10.0	3 23.1
合計	57 100	6 100	14 100	32 100	5 100	5 100	18 100	14 100	13 100	7 100	11 100	14 100	9 100	10 100	13 100

1-2 合併をしなかった理由（複数回答、3つまで）

- 合併をしなかった 179 の市町村を対象に、合併をしなかった理由について尋ねたところ、144 の市町村から回答を得た（回答率 80.4%）。
- 「合併先と考えられる市町村に合併する意向がない」36%、「住民の合併に対する機運が盛り上がらなかった」31%、「住民投票の結果、合併反対票が多数を占めた」22%、と回答にばらつきがあったが、合併協議を行った市町村間での合意ができなかったことや、住民・議会による反対などによって合併していない市町村が多いことが伺える。
- 規模の小さい市町村ほど「合併先の市町村に吸収され、自地域が衰退するおそれがある」や「これまでの地域の歴史・文化、一体感を崩すおそれがある」を選択する割合が高くなっており、地域の独自性を守ろうとする意識が強いことが伺える。
- 「その他」では、「合併先の自治体との意識の差」「合併先の自治体の離脱」や「住民アンケートの結果」「議会の反対」という趣旨の意見が目立った。

図1-2 合併をしなかった理由 (N=144)

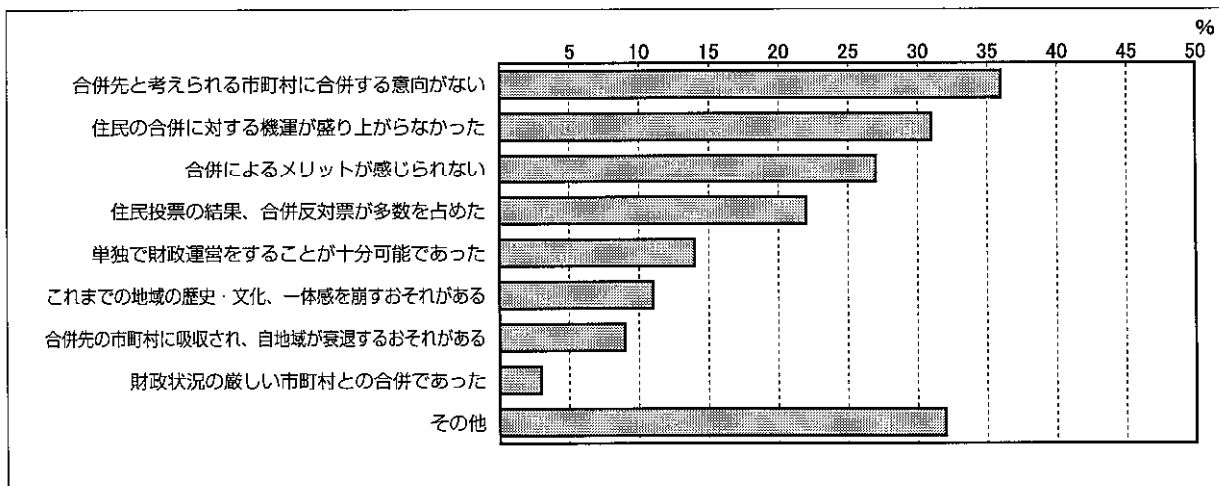


表1-2 合併をしなかった理由

項目	全体	人口				財政力指数					県				
		30万人以上	10~30万人	1~10万人	1万人未満	1.0以上	0.7~1.0	0.5~0.7	0.3~0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
相手に合併意向なし	52	-	6	30	16	8	13	10	9	12	17	5	4	8	18
住民の盛り上がりなし	44	3	4	23	14	14	10	7	4	9	18	3	1	5	17
メリットなし	39	1	1	25	12	11	8	7	5	8	10	3	-	8	18
住民投票での反対	31	-	-	23	8	-	10	9	7	5	4	6	1	2	18
単独財政運営が可能	20	2	4	13	1	10	7	2	-	1	9	-	-	8	3
地域の一体感を崩す	16	-	1	8	7	3	2	2	5	4	3	1	-	1	11
合併先に吸収される	13	-	-	5	8	2	2	1	3	5	2	1	-	2	8
相手の財政が厳しい	5	-	-	1	4	-	-	-	1	4	1	-	-	1	3
その他	46	-	4	30	12	8	14	12	4	8	15	6	3	9	13
合計	144	3	13	88	40	28	42	27	20	27	45	16	8	23	52
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

2 市町村合併に対する評価（複数回答、3つまで）

- 合併をおこなった市町村を対象として、合併によってどのような変化が生じている（もしくは変化が生じる）のかについて尋ねたところ、全体では、「要員の削減等、事務事業効率化の実現」67%、「旧市町村の枠を超える広域的な行政課題への対応が行いやすくなる」54%となっており、過半数の市町村において事務事業の効率化や広域行政課題への対応のしやすさが実感・期待されている。
- 人口・財政力指数区分でも、市町村の規模や財政力を問わずほぼ全ての市町村で「要員の削減等、事務事業効率化の実現」は過半数を占めている（人口1万人未満の町村のみ40%）。人口10万人未満の市町村や財政力指数0.5未満の市町村では「財政基盤の強化」が過半数となる一方、規模の大きい市町村や財政力指数の高い市町村では「旧市町村の枠を超える広域的な行政課題への対応が行いやすくなる」が過半数となった。
- 「その他」では、「期待とは違い、財政が悪化した」「県境を超えた連携の意義が増した」という趣旨の意見などがある。

図2 合併に対する評価（N=57）

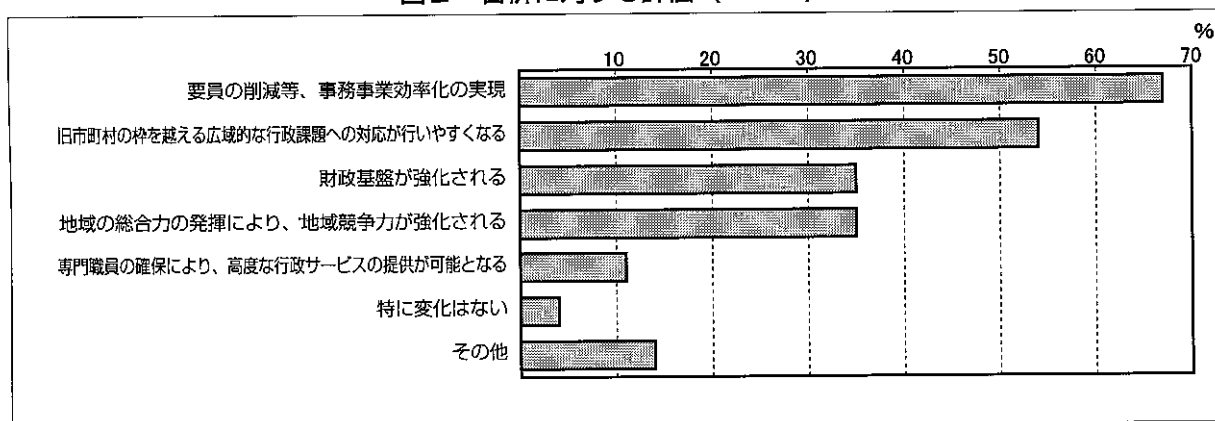


表2 市町村合併に対する評価

項目	全体	人口				財政力指数					県				
		30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
事務事業の効率化	38	6	8	22	2	4	12	10	8	4	8	10	5	6	9
	66.7	100	57.1	68.8	40.0	80.0	66.7	71.4	61.5	57.1	72.7	71.4	55.6	60.0	69.2
広域行政課題の対応	31	5	6	20	-	4	10	10	6	1	5	8	4	8	6
	54.4	83.3	42.9	62.5	0.0	80.0	55.6	71.4	46.2	14.3	45.5	57.1	44.4	80.0	46.2
財政基盤の強化	20	2	2	13	3	-	6	3	8	3	5	8	2	1	4
	35.1	33.3	14.3	40.6	60.0	0.0	33.3	21.4	61.5	42.9	45.5	57.1	22.2	10.0	30.8
地域競争力強化	20	2	7	9	2	2	6	5	5	2	3	4	2	5	6
	35.1	33.3	50.0	28.1	40.0	40.0	33.3	35.7	38.5	28.6	27.3	28.6	22.2	50.0	46.2
専門職員確保	6	-	1	4	1	2	3	-	-	1	4	-	-	1	1
	10.5	0.0	7.1	12.5	20.0	40.0	16.7	0.0	0.0	14.3	36.4	0.0	0.0	10.0	7.7
変化なし	2	-	-	2	-	-	-	-	1	1	-	-	2	-	-
	3.5	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	14.3	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0
その他	8	-	3	4	1	-	3	2	3	-	2	3	1	1	1
	14.0	0.0	21.4	12.5	20.0	0.0	16.7	14.3	23.1	0.0	18.2	21.4	11.1	10.0	7.7
合計	57	6	14	32	5	5	18	14	13	7	11	14	9	10	13
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

3 市町村合併に関連した課題（複数回答、3つまで）

- 合併をおこなった市町村を対象として、今後の行政運営上の課題について尋ねたところ、「地域住民の一体感の醸成」が77%、「行政職員の定員適正化」が65%と過半数を占めた。また、「類似公共施設の統廃合等による運営効率化」が47%となっており、合併後における住民の一体感醸成とともに、行政運営上の効率化が課題としている。
- 財政力指数0.7以上の市町村では「行政職員の給与体系・賃金水準の見直し」が4%であるのに対して、同指数0.7未満の市町村では21%となっているほか、「行政職員の定員適正化」でも財政力指数0.7以上の市町村では57%に対し、同指数0.5未満の市町村では80%と20%以上の差があり、財政力指数の低い市町村では行政職員の定員および給与等の水準に対して強い問題意識を持っている。
- 「その他」では、「インフラ整備や補助金などの統一」という意見等が出された。

図3 市町村合併に関連した課題（N=57）

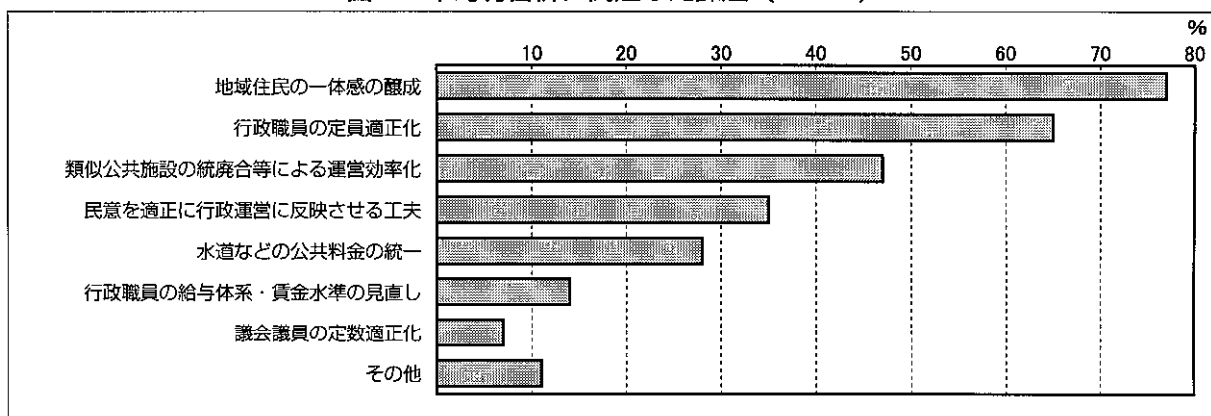


表3 市町村合併に関連した課題

項目	全体	人口					財政力指数					県				
		30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野	
住民の一体感醸成	44.7	35.0	42.8	25.7	48.0	48.0	13.2	11.7	11.6	5.4	8.7	12.7	7.8	8.0	9.2	
職員定員適正化	37.4	66.7	41.4	19.4	48.0	60.0	10.8	10.8	8.6	6.9	9.7	5.0	5.5	5.0	8.4	
公共施設の統廃合	27.4	66.7	42.8	17.5	24.0	60.0	8.6	6.7	7.3	6.6	7.2	5.0	2.2	5.0	5.8	
民意の適正な反映	20.3	33.3	28.6	37.9	40.0	20.0	5.7	7.4	4.3	3.2	4.4	3.3	3.3	3.8	6.5	
公共料金統一	16.2	66.7	14.3	2.5	20.0	0.0	8.3	3.3	3.2	3.3	3.4	5.6	4.0	4.7	7.7	
給与等の見直し	8.4	0.0	14.3	4.2	40.0	0.0	1.3	3.2	2.2	1.2	2.3	3.3	1.0	1.7	7.7	
議員定員適正化	4.7	0.0	14.3	6.3	0.0	0.0	11.1	7.1	7.7	0.0	18.2	14.3	0.0	0.0	0.0	
その他	6.5	0.0	7.1	5.6	0.0	2.0	1.4	2.1	1.1	1.2	1.4	0.0	2.0	2.7	7.7	
合計	57.1	61.0	14.3	32.5	51.0	51.0	18.1	14.3	13.7	7.1	11.4	9.1	10.0	10.0	13.7	

4 今後の市町村合併の必要性（単数回答）

- 全ての市町村を対象として、今後の市町村合併の必要性について尋ねた。
- 全体では、「当面は不要であるが、将来、条件が整えば合併を行う必要がある」が 67%と最も高く、「早急に合併する必要がある」が 13%で続き、「これ以上の合併は必要ない」は7%にとどまった。
- 合併を行ったが人口1万人未満の町村では、全ての市町村が「当面は不要であるが、将来、条件が整えば合併を行う必要がある」と回答しており、更なる市町村合併の必要性を感じている。一方、人口1万人未満かつ合併を行っていない町村では「当面は不要であるが、将来、条件が整えば合併を行う必要がある」が 53%、「早急に合併する必要がある」が 20%（8町村）と早急な合併を望んでいる市町村が存在している一方で「これ以上の合併は必要ない」が 10%（4町村）と単独での存続を目指している市町村も存在している。
- 「その他」では、「当面は不要であるが、将来、条件が整えば合併を行う必要がある」という考え方に近い趣旨の意見が多い。

図4 今後の市町村合併の必要性

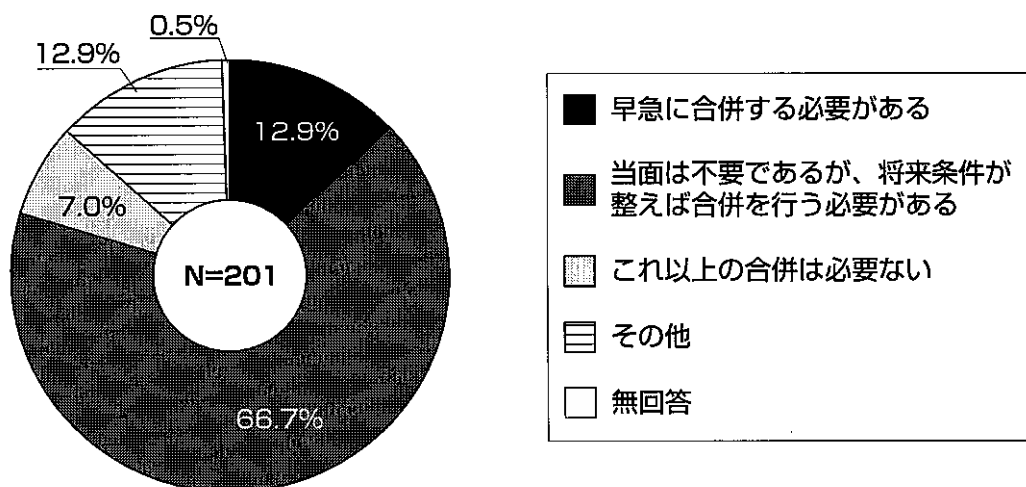


表4 今後の市町村合併の必要性

項目	全体	合併		人口				財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
早急に合併が必要	26	1	25	-	1	17	8	1	11	7	3	4	8	3	1	10	4
	12.9	1.8	17.4	0.0	3.7	14.2	17.8	3.0	18.3	17.1	9.1	11.8	14.3	10.0	5.9	30.3	6.2
条件が整えば必要	134	43	91	5	22	81	26	24	39	28	21	22	37	20	12	19	46
	66.7	75.4	63.2	55.6	31.5	67.5	57.8	72.7	65.0	68.3	63.6	64.7	66.1	66.7	70.6	57.6	70.8
更なる合併不要	14	7	7	1	2	7	4	2	2	2	4	4	2	2	3	1	6
	7.0	12.3	4.9	11.1	7.4	5.8	8.9	6.1	3.3	4.9	12.1	11.8	3.6	6.7	17.6	3.0	9.2
その他	26	5	21	3	2	14	7	6	8	4	4	4	9	4	1	3	9
	12.9	8.8	14.6	33.3	7.4	11.7	15.6	18.2	13.3	9.8	12.1	11.8	16.1	13.3	5.9	9.1	13.8
無回答	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-
	0.5	1.8	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0
合計	201	57	144	9	27	120	45	33	60	41	33	34	56	30	17	33	65
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

合併	した				してない			
	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満
早急に合併が必要	-	-	1	-	-	1	16	8
	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0	7.7	18.2	20.0
条件が整えば必要	4	11	23	5	1	11	58	21
	66.7	78.6	71.9	100	33.3	84.6	65.9	52.5
更なる合併不要	1	2	4	-	-	1	3	4
	16.7	14.3	12.5	0.0	0.0	0.0	3.4	10.0
その他	1	1	3	-	2	1	11	7
	16.7	7.1	9.4	0.0	66.7	7.7	12.5	17.5
無回答	-	-	1	-	-	-	-	-
	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	6	14	32	5	3	13	88	40
	100	100	100	100	100	100	100	100

5 合併優遇策の必要性（単数回答）

- 合併優遇策の必要性については、「市町村合併を促進するために、現行程度の支援策を今後も継続すべきである」が44%、これに「市町村合併を強力に推進するために、旧法並の優遇策にすべきである」の22%も合わせると66%の市町村が何らかの合併優遇策は今後とも必要と回答した。一方、「各市町村の自主性に応じて合併を推進すべきであり、合併優遇策は不要である」は22%の市町村が回答した。
- 合併を行った市町村が何らかの優遇策が必要とした割合が79%であるのに対し、合併を行っていない市町村は62%にとどまっている。優遇策は不要とした市町村は、合併を行った市町村では12%、合併を行っていない市町村では26%となっている。
- 財政力指数が1.0以上の市町村では「各市町村の自主性に応じて合併を推進すべきであり、合併優遇策は不要である」が46%となっている。また、同指数0.3以上1.0未満の市町村では何らかの優遇策が必要とする市町村は75%を占め、優遇策は不要とする市町村は15%にとどまっているが、さらに財政力指数の低い同指数0.3未満の市町村ではなんらかの優遇策が必要とする市町村は53%と半分強にとどまり、優遇策が不要とする市町村が29%となっている。
- 「その他」では、「各自治体の自主性により合併を進めるべきであり、そのための優遇策が必要である」という趣旨の意見が目立った。

図5 合併優遇策の必要性

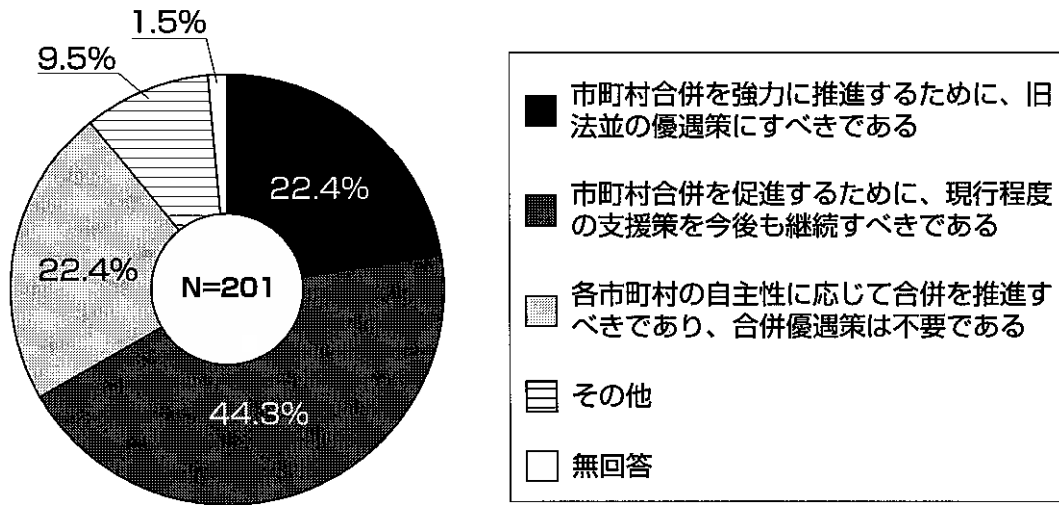


表5 合併優遇策の必要性

項目	全体	合併		人口				財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
旧法並の優遇策	45	9	36	1	4	30	10	2	14	12	9	8	9	6	6	12	12
	22.4	15.8	25.0	11.1	14.8	25.0	22.2	6.1	23.3	29.3	27.3	23.5	16.1	20.0	35.3	36.4	18.5
現行程度の優遇策	89	36	53	5	14	56	14	13	30	22	14	10	25	19	4	14	27
	44.3	63.2	36.8	55.6	51.9	46.7	31.1	39.4	50.0	53.7	42.4	29.4	44.6	63.3	23.5	42.4	41.5
優遇策不要	45	7	38	1	6	25	13	15	9	5	6	10	15	3	5	5	17
	22.4	12.3	26.4	11.1	22.2	20.8	28.9	45.5	15.0	12.2	18.2	29.4	26.8	10.0	29.4	15.2	26.2
その他	19	4	15	2	3	8	6	3	7	2	3	4	7	1	2	2	7
	9.5	7.0	10.4	22.2	11.1	6.7	13.3	9.1	11.7	4.9	9.1	11.8	12.5	3.3	11.8	6.1	10.8
無回答	3	1	2	-	-	1	2	-	-	-	1	2	-	1	-	-	2
	1.5	1.8	1.4	0.0	0.0	0.8	4.4	0.0	0.0	0.0	3.0	5.9	0.0	3.3	0.0	0.0	3.1
合計	201	57	144	9	27	120	45	33	60	41	33	34	56	30	17	33	65
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

項目	合併した				合併してない			
	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満
旧法並の優遇策	16.7	14.3	18.8	0.0	0.0	15.4	27.3	25.0
現行程度の優遇策	66.7	64.3	62.5	60.0	33.3	38.5	40.9	27.5
優遇策不要	16.7	7.1	15.6	0.0	0.0	38.5	22.7	32.5
その他	-	0.0	14.3	3.1	20.0	66.7	7.7	8.0
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6	14	32	5	3	13	88	40
	100	100	100	100	100	100	100	100

イ. 今後、自治体に求められる役割

6 今後住民ニーズが高くなる市町村の役割（複数回答、3つまで）

- 今後住民ニーズが高くなる施策分野は、「老人福祉」が59%と最も高く、「児童福祉」45%、「防災対策」39%と続き、住民の安心・安全を確保するための役割を重要視している。一方、「道路の管理」は9%、「住宅の整備」は4%にとどまっている。
- 人口1万人を境として市町村に求められる役割が大きく異なっている。人口1万人未満の町村においては、「老人福祉」67%に続いて、「農林水産業振興」36%、「児童福祉」33%、「医療対策」33%、「観光振興」31%となっており、「防災対策」については、13%にとどまり、地域雇用の創造に向けた役割を重要視している。
- 一方、人口1万人以上10万人未満の市町においては、人口1万人未満の町村と同じく「老人福祉」55%と最も高いが、「児童福祉」48%、「防災対策」45%が続いている。「農林水産業振興」は11%、「観光振興」は20%にとどまっている。人口10万人以上の市でも「老人福祉」61%と最も高くなっており、「児童福祉」53%、「防災対策」50%と続き、「農林水産業振興」は0%、「観光振興」は8%と人口1万人未満の町村との相違点が更に顕著に現れている。
- 「その他」では、「防犯対策」「住民参画」などがみられた。

図6 今後住民ニーズが高くなる市町村の役割 (N=201)

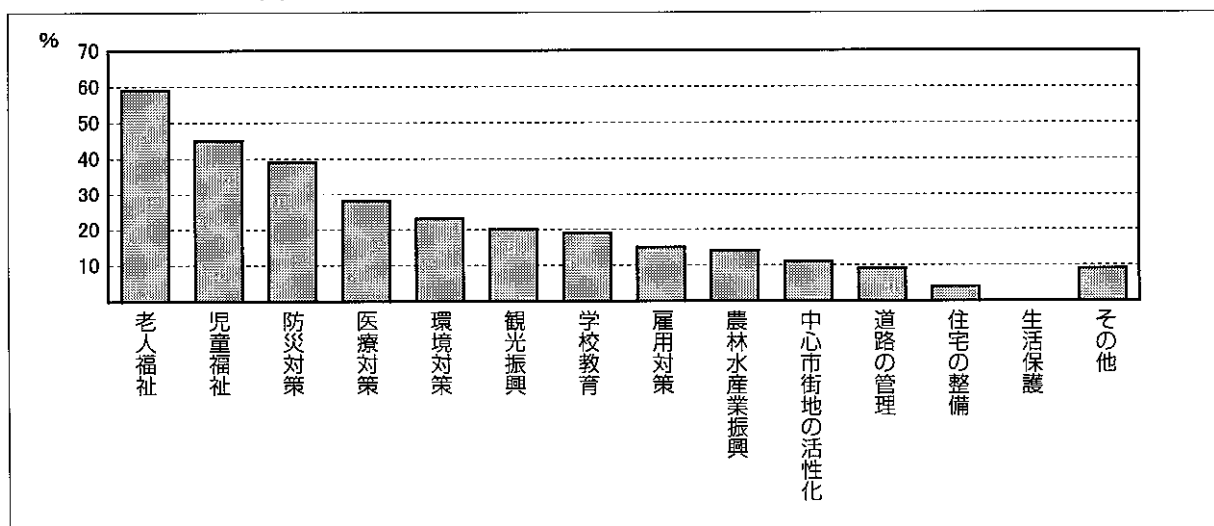


表6 今後住民ニーズが高くなる市町村の役割

項目	全体	合併		人口				財政力指数						県				
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野	
老人福祉	118 58.7	32 56.1	86 59.7	5 55.6	17 63.0	66 55.0	30 66.7	24 72.7	36 60.0	21 51.2	16 48.5	21 61.8	34 60.7	17 56.7	12 70.6	18 54.5	37 56.9	
児童福祉	91 45.3	18 31.6	73 50.7	3 33.3	16 59.3	57 47.5	15 33.3	16 48.5	34 56.7	21 51.2	12 36.4	8 23.5	27 48.2	16 53.3	6 35.3	18 54.5	24 36.9	
防災対策	78 38.8	25 43.9	53 36.8	5 55.6	13 48.1	54 45.0	6 13.3	17 51.5	34 56.7	15 36.6	8 24.2	4 11.8	30 53.6	10 33.3	11 64.7	15 45.5	12 18.2	
医療対策	56 27.9	23 40.4	33 22.9	2 22.2	6 22.2	33 27.5	15 33.3	2 6.1	18 30.0	10 24.4	12 36.4	14 41.2	17 30.4	6 20.0	5 29.4	7 21.2	21 32.3	
環境対策	46 22.9	9 15.8	37 25.7	2 22.2	9 33.3	30 25.0	5 11.1	13 39.4	12 20.0	11 26.8	8 24.2	2 5.9	12 21.4	7 23.3	4 23.5	8 24.2	15 23.1	
観光振興	41 20.4	12 21.1	29 20.1	- 0.0	3 11.1	24 20.0	14 31.1	5 15.2	4 6.7	8 19.5	14 42.4	10 29.4	5 8.9	3 10.0	5 29.4	10 30.3	18 27.7	
学校教育	38 18.9	12 21.1	26 18.1	4 44.4	5 18.5	20 16.7	9 20.0	10 30.3	9 15.0	7 17.1	5 15.2	7 20.6	13 23.2	4 13.3	3 17.6	3 9.1	15 23.1	
雇用対策	31 15.4	12 21.1	19 13.2	- 0.0	2 7.4	19 15.8	10 22.2	1 3.0	6 10.0	6 14.6	9 27.3	9 26.5	4 7.1	8 26.7	- 0.0	4 12.1	15 23.1	
農林水産業振興	29 14.4	9 15.8	20 13.9	- 0.0	- 0.0	13 10.8	16 35.6	1 3.0	- 0.0	7 17.1	6 18.2	15 44.1	1 1.8	23 21.3	3 17.6	3 3.0	17 26.2	
中心市街地の活性化	23 11.4	10 17.5	13 9.0	1 11.1	5 18.5	16 13.3	1 2.2	3 9.1	10 16.7	8 19.5	2 6.1	0 0.0	7 12.5	5 16.7	1 5.9	5 15.2	5 7.7	
道路の管理	17 8.5	5 8.8	12 8.3	- 0.0	4 14.8	8 6.7	5 11.1	3 9.1	6 10.0	1 2.4	3 9.1	4 11.8	5 8.9	3 10.0	- 0.0	6 18.2	3 4.6	
住宅の整備	7 3.5	- 0.0	7 4.9	- 0.0	- 0.0	4 3.3	3 6.7	- 0.0	- 0.0	2 4.9	1 3.0	4 11.8	1 1.8	- 0.0	1 5.9	- 0.0	5 7.7	
生活保護	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	
その他	18 9.0	4 7.0	14 9.7	3 33.3	1 3.7	10 8.3	4 8.9	4 12.1	6 10.0	4 9.8	1 3.0	3 8.8	8 14.3	3 10.0	- 0.0	2 6.1	5 7.7	
合計	201 100	57 100	144 100	9 100	27 100	120 100	45 100	33 100	60 100	41 100	33 100	34 100	56 100	30 100	17 100	33 100	65 100	

7 今後の都道府県の役割（複数回答、3つまで）

- 今後どのような分野で都道府県の役割の重要性が増すのか尋ねたところ、全体では、「広域的な行政問題への対応」が91%と、圧倒的多数の市町村が、都道府県は今後、広域行政問題への対応における役割が増すと指摘した。これに「市町村の共同取組の支援・誘導」が57%、「情報・ノウハウ等に関する支援」が56%で続いている。
- 「人材育成の支援」との回答は人口10万人以上の市では6%であるのに対し、人口1万人以上10万人未満の市町では40%、人口1万人未満の町村では49%と小規模市町村においては「人材育成の支援」に対するニーズが高い。
- 「国際的な諸課題への対応」は人口1万人未満の町村では2%に対し、人口10万人以上の市では28%と大規模市のニーズが比較的高い。
- 財政力指数で見ると、「国際的な諸課題への対応」とする市町村は同指数1.0以上の市町村では30%、同0.3未満の市町村では3%であり財政力指数の高い市町村ほどニーズが高い。
- 「その他」では、「一般行政は市町村に移譲し、県は広域事務や連絡調整事務に絞り込むべき」という趣旨の意見が出された。

図7 今後の都道府県の役割（N=201）

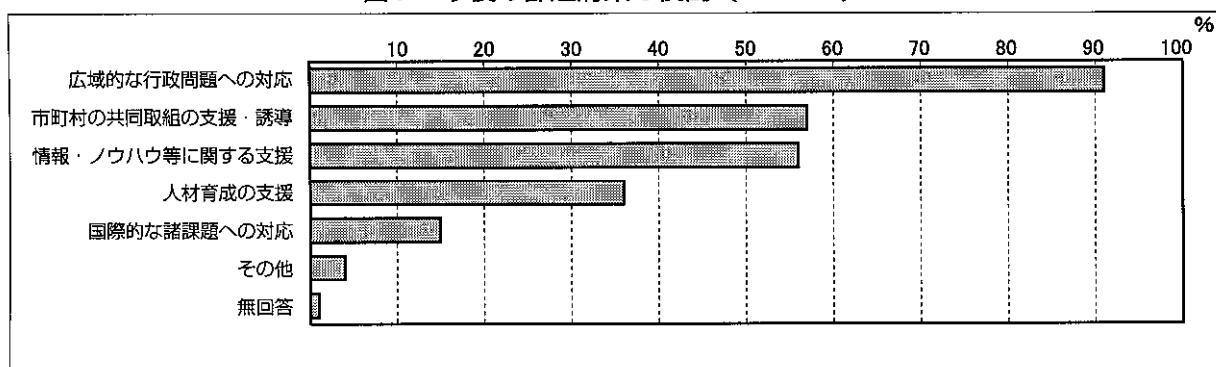


表7 今後の都道府県の役割

項目	全体	合併		人口				財政力指数				県					
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
広域行政問題の対応	133 91.0	51 89.5	132 91.7	7 77.8	26 96.3	110 91.7	40 88.9	31 93.9	55 91.7	36 87.8	32 97.0	29 85.3	50 89.3	28 93.3	17 100	32 97.0	56 86.2
市町村共同取組支援	115 57.2	31 54.4	84 58.3	4 44.4	11 60.7	70 58.3	30 66.7	10 30.3	38 63.3	25 61.0	17 51.5	25 73.5	26 46.4	20 66.7	8 47.1	20 60.6	41 63.1
情報・ノウハウ支援	112 56.7	27 47.4	85 59.0	3 33.3	12 44.4	67 55.8	30 66.7	17 51.5	34 56.7	23 56.1	18 54.5	20 58.8	32 57.1	16 53.3	8 47.1	18 54.5	38 58.5
人材育成支援	72 35.8	21 36.8	51 35.4	1 11.1	1 3.7	48 40.0	22 48.9	8 24.2	13 21.7	16 39.0	17 51.5	18 52.9	16 28.6	9 30.0	10 58.8	6 18.2	31 47.7
国際的諸課題の対応	31 15.4	7 12.3	24 16.7	1 11.1	9 33.3	20 16.7	1 2.2	10 30.3	13 21.7	5 12.2	2 6.1	2 2.9	1 30.4	4 13.3	- 0.0	4 12.1	6 9.2
その他	8 4.0	3 5.3	5 3.3	1 11.1	- 0.0	7 5.8	- 0.0	1 3.0	2 3.3	1 2.4	4 12.1	- 0.0	3 5.4	2 6.7	2 11.8	1 3.0	- 0.0
無回答	1 0.5	- 0.0	1 0.7	- 0.0	- 0.0	1 0.8	- 0.0	- 0.0	- 0.0	1 2.4	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	1 1.5
合計	201 100	57 100	144 100	9 100	27 100	120 100	45 100	33 100	60 100	41 100	33 100	34 100	56 100	30 100	17 100	33 100	65 100

ウ. 道州制導入の賛否

8 道州制を導入することへの賛否（単数回答）

- 道州制導入の賛否について尋ねたところ、「賛成」が20%、「どちらかという賛成」が51%となり、あわせて71%の市町村が道州制に対して賛成の意向を示している。一方、「反対」は4%、「どちらかという反対」は15%と、反対の意向を示した市町村は19%である。
- 特に大規模な市町村や財政力指数の高い市町村ほど賛成等とする意見が多くを占めている。また、人口1万人未満の町村においても「賛成等」47%、「反対等」44%であり、道州制導入に賛成が反対を上回っている。
- 県別にみると「賛成等」と回答した市町村の割合は、愛知県86%・岐阜県83%・三重県76%・静岡県70%・長野県52%となった。
- 「どちらでもない」と回答した市町村は、「道州制の具体的な姿が十分議論されていない現段階では回答できない」という趣旨の回答が目立った。

図8 道州制を導入することへの賛否

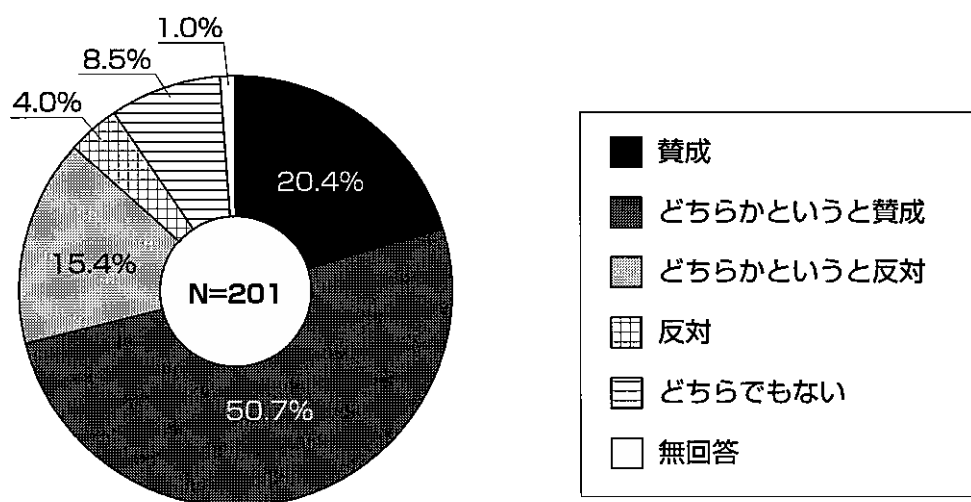


表8 道州制を導入することへの賛否

項目	全体	合併		人口				財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
賛成	41	16	25	-	8	31	2	9	11	12	7	2	11	12	3	8	7
どちらかという賛成	20.4	28.1	17.4	0.0	29.6	25.8	4.4	27.3	18.3	29.3	21.2	5.9	19.6	40.0	17.6	24.2	10.8
どちらかという反対	102	29	73	8	15	60	19	21	35	19	13	14	37	13	10	15	27
反対	50.7	50.9	50.7	88.9	55.6	50.0	42.2	63.6	58.3	46.3	39.4	41.2	66.1	43.3	58.8	45.5	41.5
どちらでもない	31	7	24	-	2	16	13	1	6	6	8	10	2	2	2	8	17
反対	15.4	12.3	16.7	0.0	7.4	13.3	28.9	3.0	10.0	14.6	24.2	29.4	3.6	6.7	11.8	24.2	26.2
反対	8	2	6	-	-	1	7	1	1	1	-	6	-	-	1	-	7
どちらでもない	4.0	3.5	4.2	0.0	0.0	0.8	15.6	3.0	0.0	2.4	0.0	17.6	0.0	0.0	5.9	0.0	10.8
無回答	17	3	14	1	2	10	4	1	8	1	5	2	5	3	1	2	6
無回答	8.5	5.3	9.7	11.1	7.4	8.3	8.9	3.0	13.3	2.4	15.2	5.9	8.9	10.0	5.9	6.1	9.2
無回答	2	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	1
合計	1.0	0.0	1.4	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	1.5
合計	201	57	144	9	27	120	45	33	60	41	33	34	56	30	17	33	65
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

9-1 道州制の導入に賛成する理由（複数回答、3つまで）

- 道州制の導入に「賛成」もしくは「どちらかという賛成」と回答した市町村にその理由を尋ねた。全体では「地方分権社会が実現し、地域の特性に応じた自立的な行財政運営が可能となるから」が83%と最も高く、「二重行政や縦割り行政の解消により、許認可申請の一本化等手続き面での簡素化が期待できるから」が69%、「広域行政課題への対応が充実するから」が51%と続いており、道州制の実現により、地方分権に伴う自立的な行政運営の実現、広域的な行政運営の充実や行政手続の効率化が期待されている。一方、「住民の行政参加意識や自己責任意識の芽生えが期待できるから」とした市町村は5%にとどまった。
- 人口10万人以上の市では「二重行政や縦割り行政の解消により、許認可申請の一本化等手続き面での簡素化が期待できるから」が81%であるが、人口1万人未満の町村では57%となっている。
- 「その他」では、「市町村合併が進むと都道府県の存在意義が薄れ、再編が必要となる」「国際化時代への対応や競争力の強化のため」という趣旨の回答が目立った。

図9-1 道州制の導入に賛成する理由（N=143）

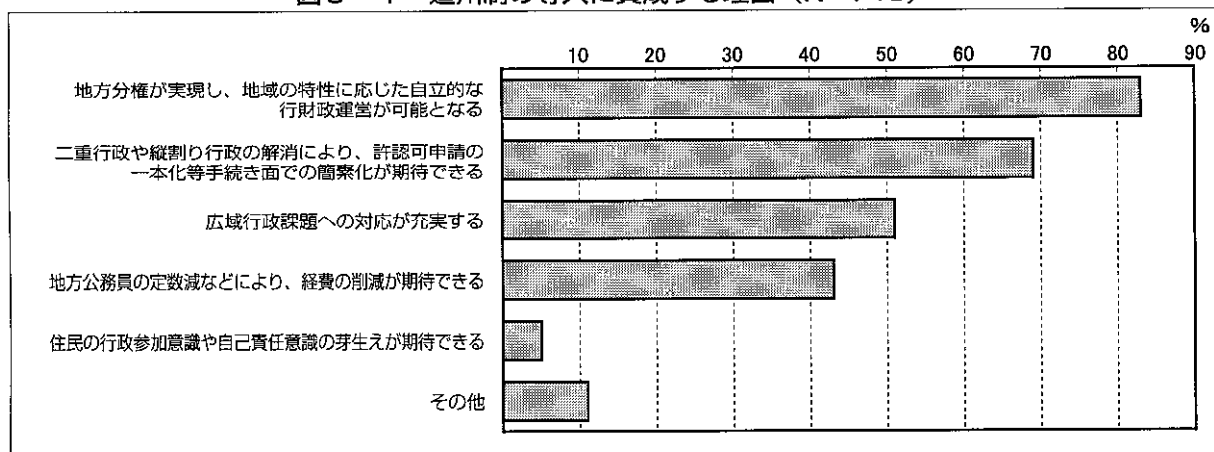


表9-1 道州制の導入に賛成する理由

項目	全体	合併		人口				財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10~30万人	1~10万人	1万人未満	1.0以上	0.7~1.0	0.5~0.7	0.3~0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
地方分権実現	118	39	79	6	20	77	15	25	40	25	17	11	43	22	11	17	25
	82.5	86.7	80.6	15.0	87.0	84.6	71.4	83.3	87.0	80.6	85.0	68.8	89.6	88.0	84.6	73.9	73.5
二重行政解消	98	31	67	7	18	61	12	21	29	22	18	8	33	16	11	17	21
	68.5	68.9	68.4	87.5	78.3	67.0	57.1	70.0	63.0	71.0	90.0	50.0	68.8	64.0	84.6	73.9	61.8
広域課題への対応充実	73	19	54	4	10	46	13	15	25	16	6	11	25	14	4	11	19
	51.0	42.2	55.1	50.0	43.5	50.5	61.9	50.0	54.3	51.6	30.0	68.8	52.1	56.0	30.8	47.8	55.9
経費の削減	61	15	46	1	9	42	9	8	26	11	8	8	17	9	5	12	18
	42.7	33.3	46.9	12.5	39.1	46.2	42.9	26.7	56.5	35.5	40.0	50.0	35.4	36.0	38.5	52.2	52.9
住民の意識変化	7	3	4	1	-	5	1	1	3	1	1	1	-	1	2	3	1
	4.9	6.7	4.1	12.5	0.0	5.5	4.8	3.3	6.5	3.2	5.0	6.3	0.0	4.0	15.4	13.0	2.9
その他	15	7	8	1	11	2	1	4	3	3	4	1	4	3	2	3	3
	10.5	15.6	8.2	12.5	8.7	12.1	4.8	13.3	6.5	9.7	20.0	6.3	8.3	12.0	15.4	13.0	8.8
合計	143	45	98	8	23	91	21	30	46	31	20	16	48	25	13	23	34
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

9-2 道州制の導入に反対する理由（複数回答、3つまで）

- 道州制導入に「反対」もしくは「どちらかという反対」と回答した市町村にその理由を尋ねた。「道州内で州都となる地域とそれ以外の地域間で現在より格差が拡大するから」、「住民と行政の距離が遠くなるから」、「現在の府県制度でも、権限や財源の移譲を進めることが可能である」の3つの回答が56%で並ぶ結果となった。「権限、財源の拡大に対応した政策立案・遂行能力を有する人材の確保が困難であるから」は5%にとどまっており、人材面の不安を理由とする市町村は少数であった。
- 「住民と行政の距離が遠くなるから」とするのは、人口1万人未満の町村では70%あったのに対し、人口1万人以上の市町では42%と大きな違いがみられる。
- 「その他」では、「国が権限や財源を手放すとは思えず、単なる都道府県合併になる」「今のような地方分権の考え方では地方はますます活力を失う」などの意見が出された。

図9-2 道州制の導入に反対する理由（N=39）

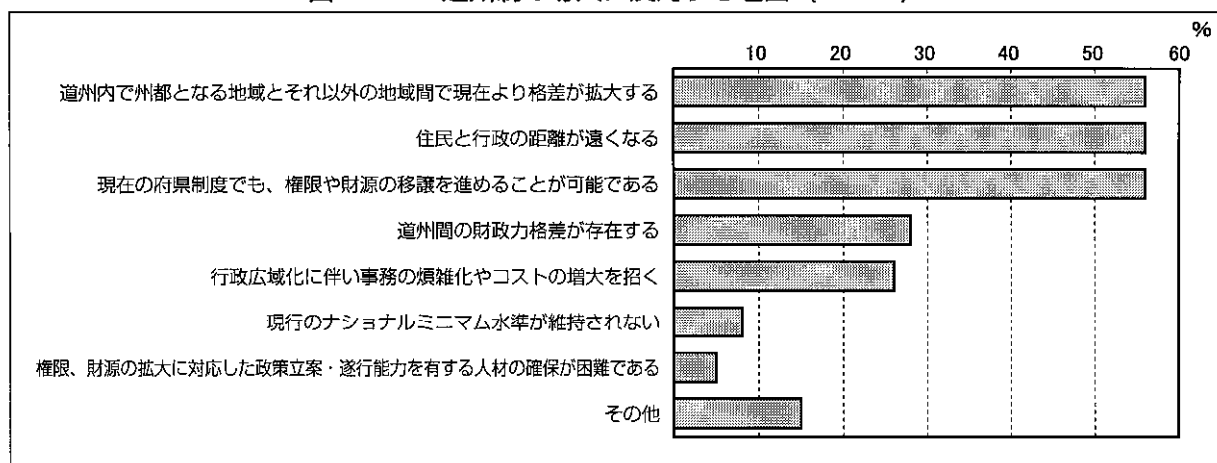


表9-2 道州制の導入に反対する理由

項目	全体	合併		人口					財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野	
州都と周辺部の格差拡大	22 56.4	6 66.7	16 53.3			11 64.7	11 55.0	- 0.0	3 50.0	4 57.1	6 75.0	9 56.3	- 0.0	2 100	2 66.7	4 50.0	14 58.3	
住民との距離が拡大	22 56.4	6 66.7	16 53.3			8 47.1	14 70.0	1 50.0	- 0.0	3 42.9	6 75.0	12 75.0	- 0.0	- 0.0	2 66.7	2 25.0	18 75.0	
現行府県制度で権限移譲可能	22 56.4	6 66.7	16 53.3			1 50.0	10 58.8	11 55.0	1 50.0	4 66.7	3 42.9	5 62.5	9 56.3	1 50.0	2 100	2 66.7	3 37.5	
道州間財政力格差あり	11 28.2	2 22.2	9 30.0			1 50.0	4 23.5	6 30.0	1 50.0	2 33.3	2 28.6	1 12.5	5 31.3	1 50.0	1 50.0	1 33.3	7 12.5	
コスト増大	10 25.6	3 33.3	7 23.3			6 0.0	4 35.3	- 20.0	- 0.0	1 16.7	3 42.9	2 25.0	4 25.0	- 0.0	1 50.0	2 66.7	6 12.5	
ナショナルミニマム維持困難	3 7.7	- 0.0	3 10.0			2 0.0	1 11.8	1 5.0	1 50.0	- 0.0	1 14.3	1 12.5	- 0.0	- 0.0	- 0.0	2 25.0	1 4.2	
人材確保が困難	2 5.1	- 0.0	2 6.7			1 0.0	1 5.9	- 5.0	- 0.0	1 14.3	- 0.0	1 6.3	- 0.0	- 0.0	- 0.0	1 12.5	1 4.2	
その他	6 15.4	1 11.1	5 16.7			2 100	3 17.6	1 5.0	1 50.0	2 33.3	1 14.3	1 12.5	1 6.3	2 100	- 0.0	2 25.0	2 8.3	
合計	39 100	9 100	30 100	0 100	2 100	17 100	20 100	2 100	6 100	7 100	8 100	16 100	2 100	2 100	3 100	8 100	24 100	

エ. 道州制を導入する場合の道州制のあり方について

10 国と地方の役割分担（単数回答）

- 仮に道州制に移行した場合の国と地方の役割分担について尋ねたところ、全体の90%の市町村が「国の役割を通商・外交、防衛、司法、調整・監視、ナショナルミニマム等に限定。民生や教育等住民に身近な諸課題への対応を道州及び市町村が担うべき」と回答し、「現在の国と地方の関係を維持すべきである」としたのは6%にとどまった。
- 「現在の国と地方の関係を維持すべきである」と回答したのは人口10万人未満、財政力指数0.7未満の市町村であった。
- 「その他」では、「国は社会保障に責任を持つべき」「国は外交防衛等に限定、民生教育等は基礎市町村の事務とし、道州は広域調整だけやればよい」との意見が出された。

図10 国と地方の役割分担

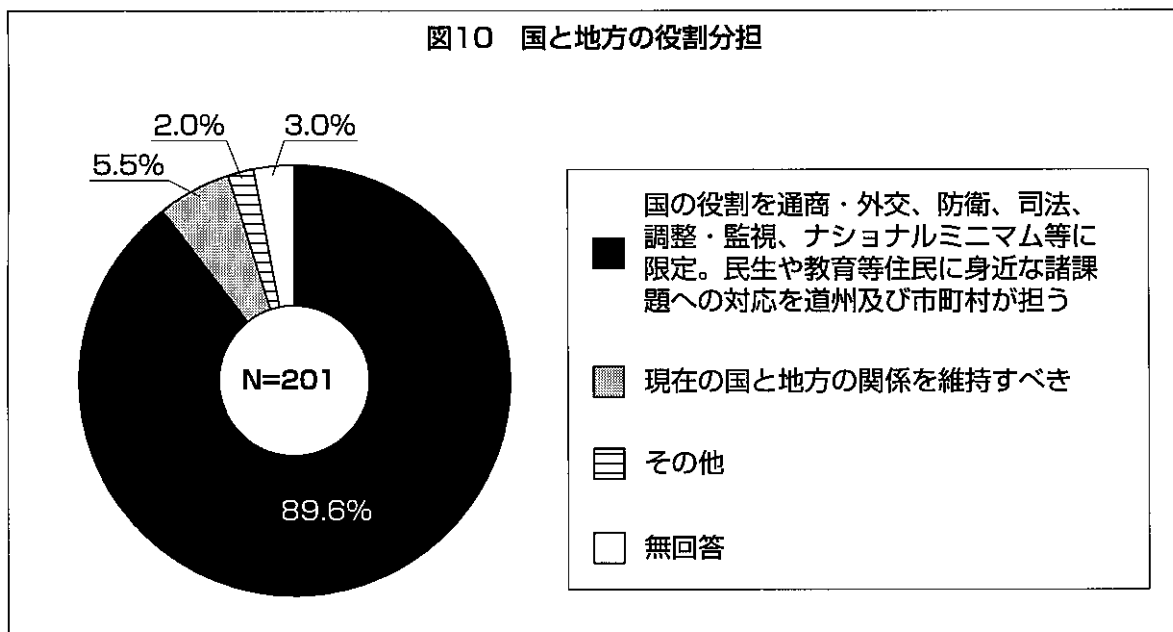


表10 国と地方の役割分担

項目	全体	合併		人口				財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
国の役割を限定する	180	52	128	9	26	112	33	32	57	37	29	25	53	30	16	32	49
	89.6	91.2	88.9	100	96.3	93.3	73.3	97.0	95.0	90.2	87.9	73.5	94.6	100	94.1	97.0	75.4
現状維持	11	4	7	-	-	3	8	-	-	2	3	6	-	-	1	1	9
	5.5	7.0	4.9	0.0	0.0	2.5	17.8	0.0	0.0	4.9	9.1	17.6	0.0	0.0	5.9	3.0	13.8
その他	4	-	4	-	-	3	1	-	2	1	-	1	3	-	-	-	1
	2.0	0.0	2.8	0.0	0.0	2.5	2.2	0.0	3.3	2.4	0.0	2.9	5.4	0.0	0.0	0.0	1.5
無回答	6	1	5	-	1	2	3	1	1	1	1	2	-	-	-	-	6
	3.0	1.8	3.5	0.0	3.7	1.7	6.7	3.0	1.7	2.4	3.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	9.2
合計	201	57	144	9	27	120	45	33	60	41	33	34	56	30	17	33	65
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

11 道州制への移行時期（単数回答）

- 道州制を導入する時期について尋ねたところ、全体では「現在は、道州制を導入すべき環境ではないが、道州制に関する調査研究を実施し、導入の必要が生じた時点で早急に道州制へ移行できるよう準備を整えるべき」が58%と最も高く、次いで「道州制を導入すべき環境となっているが、まずは市町村合併後の体制を整える必要があり、市町村の体制が落ち着いた時点で道州制を導入すべき」23%、「すでに道州制を導入すべき環境となっており、早急に道州制を導入すべき」9%となっており、この2つの回答を合わせると32%の市町村が、すでに道州制を導入すべき環境であると指摘している。
- 「道州制を導入すべき環境となっている」と回答したのは、合併をした市町村では46%、合併をしていない市町村では26%となっており、合併を行った市町村では半数近くが道州制を導入すべき環境となっているとしている。
- 「その他」では「道州制に関する国民的議論を進めたうえで道州制を導入の時期を検討するべき」など、国民的議論の高まりが道州制導入の前提だと指摘する意見が多く出された。

図11 道州制への移行時期

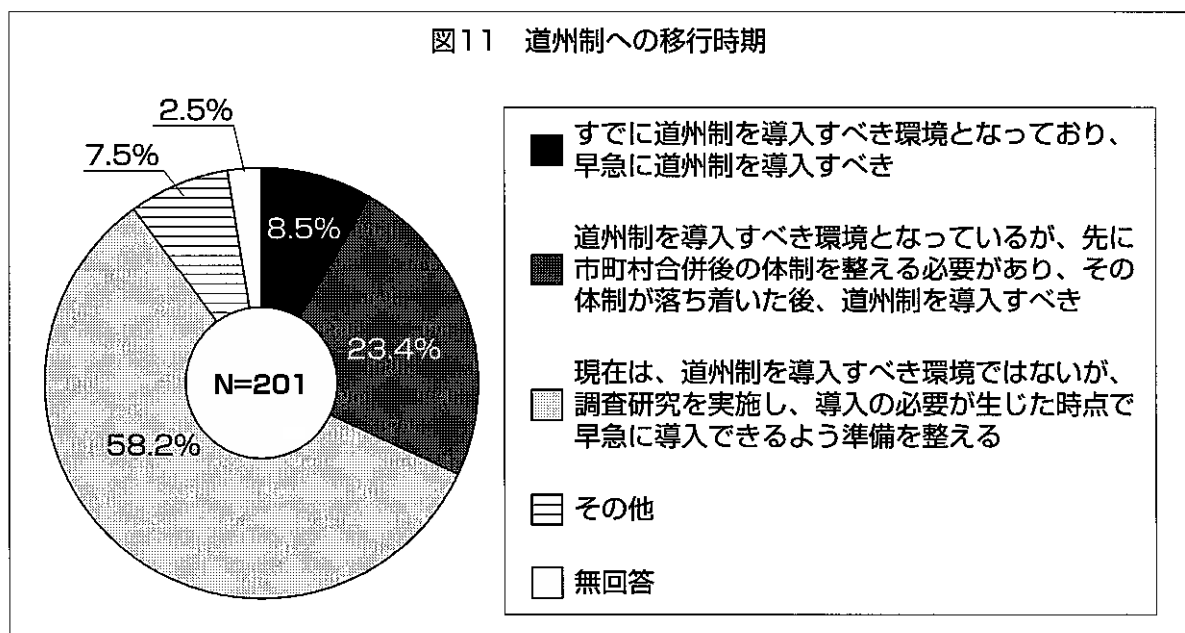


表11 道州制への移行時期

項目	全体	合併		人口				財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
早急に導入	17 8.5	7 12.3	10 6.9	1 11.1	4 14.8	10 8.3	2 4.4	7 21.2	4 6.7	3 7.3	1 3.0	2 5.9	7 12.5	3 10.0	-	4 12.1	3 4.6
市町村体制確立後	47 23.4	19 33.3	28 19.4	2 22.2	4 14.8	32 26.7	9 20.0	4 12.1	14 23.3	12 29.3	5 36.4	10 14.7	17 17.9	7 23.3	6 35.3	10 30.3	14 21.5
将来に備え調査実施	117 58.2	26 45.6	91 63.2	3 33.3	17 63.0	71 59.2	26 57.8	18 54.5	36 60.0	21 51.2	20 60.6	22 64.7	32 57.1	19 63.3	10 58.8	18 54.5	38 58.5
その他	15 7.5	3 5.3	12 8.3	3 33.3	1 3.7	6 5.0	5 11.1	3 9.1	5 8.3	4 9.8	-	3 8.8	7 12.5	1 3.3	1 5.9	1 3.0	5 7.7
無回答	5 2.5	2 3.5	3 2.1	-	1 0.0	1 3.7	3 6.7	1 3.0	1 1.7	1 2.4	-	2 5.9	-	-	-	-	5 7.7
合計	201 100	57 100	144 100	9 100	27 100	120 100	45 100	33 100	60 100	41 100	33 100	34 100	56 100	30 100	17 100	33 100	65 100

12 国の出先機関の扱い（単数回答）

- 道州制に移行する場合の国の出先機関の扱いについて尋ねたところ、「移行期間中に徐々に権限を移譲、最終的には出先機関を廃止」が39%、「道州政府を設立と同時に、道州区域ごとに各省庁の出先機関を1つに統合した総合出先機関を設立。その後、一定の移行期間中に徐々に権限を移譲し、最終的には総合出先機関を廃止」27%、「移行期間を設けず、移行時点を定めて道州政府の設立・出先機関の廃止・権限の移譲を同時に実施」23%となっており、回答が分散した。
- 人口30万人以上の市町村では「道州政府設立・出先機関廃止・権限移譲を同時に実施」が56%であるが、人口10万人以上30万人未満では33%、人口1万人以上10万人未満では24%、人口1万人未満では9%と規模の小さい市町村ほど低い割合となった。一方、「徐々に権限移譲」もしくは「統合機関設置し徐々に権限移譲」としたのは人口30万人以上では11%、人口10万人以上30万人未満では59%、人口1万人以上10万人未満では68%、人口1万人未満では76%であった。
- 「その他」では、「道州制の導入を待たずに出先機関の事務を地方に移譲するべき」という趣旨の回答が複数出された。

図12 国の出先機関の扱い

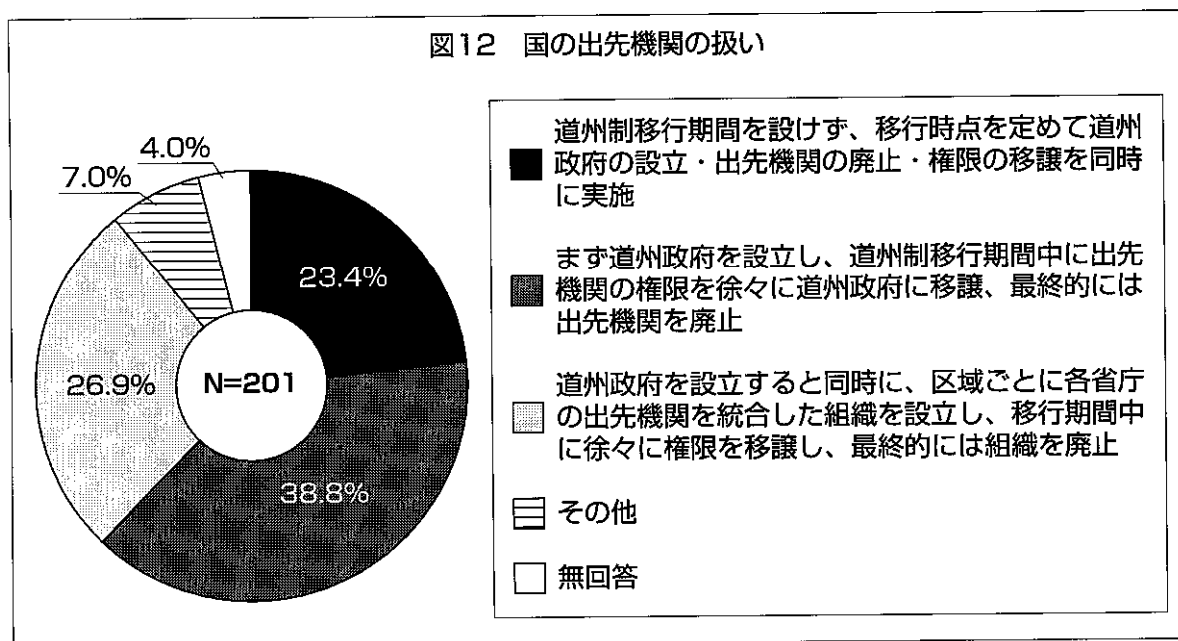


表12 国の出先機関の扱い

項目	全体	合併		人口					財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野	
移行と同時に廃止	47 23.4	17 29.8	30 20.8	5 55.6	9 33.3	29 24.2	4 8.9	10 30.3	16 26.7	9 22.0	8 24.2	4 11.8	13 23.2	8 26.7	4 23.5	12 36.4	10 15.4	
徐々に廃止	78 38.8	20 35.1	58 40.3	1 11.1	9 33.3	48 40.0	20 44.4	13 39.4	25 41.7	17 41.5	12 36.4	11 32.4	23 41.1	13 43.3	6 35.3	15 45.5	21 32.3	
総合機関設置 徐々に廃止	54 26.9	14 24.6	40 27.8	- 0.0	7 25.9	33 27.5	14 31.1	7 21.2	15 25.0	10 24.4	10 30.3	12 35.3	17 30.4	6 20.0	5 29.4	4 12.1	22 33.8	
その他	14 7.0	3 5.3	11 7.6	3 33.3	- 0.0	8 6.7	3 6.7	2 6.1	2 3.3	4 9.8	2 6.1	4 11.8	3 5.4	2 6.7	2 11.8	2 6.1	5 7.7	
無回答	8 4.0	3 5.3	5 3.5	5 0.0	2 7.4	2 1.7	2 8.9	1 3.0	1 3.3	1 2.4	1 3.0	3 8.8	3 0.0	1 3.3	- 0.0	- 0.0	7 10.8	
合計	201 100	57 100	144 100	9 100	27 100	120 100	45 100	33 100	60 100	41 100	33 100	34 100	56 100	30 100	17 100	33 100	65 100	

13 国庫補助金制度の課題（複数回答、3つまで）

- 現行の補助金制度における課題について尋ねたところ、「補助金の交付条件に合わせるため、地方の実情に合わない事業が行われている」が74%と最も高い。次いで、「中央省庁が縦割りで補助金メニューを作成しているため、類似する補助金が多く、無駄が発生している」が57%、「補助金申請事務が煩雑すぎる」が54%となっており、補助金メニューの使い勝手の悪さや手続きの煩雑さを指摘する市町村が過半数である。また、市町村の規模や財政力による回答の違いは見られない。
- 「その他」では、「地方の実態に合った補助金がない」「画一的であり、地方の自主性や責任感が育たない」「補助に係る国の出先機関の所在地がバラバラで出張して説明するのが大きな手間である」などの意見が出された。

図13 国庫補助金制度の課題（N=201）

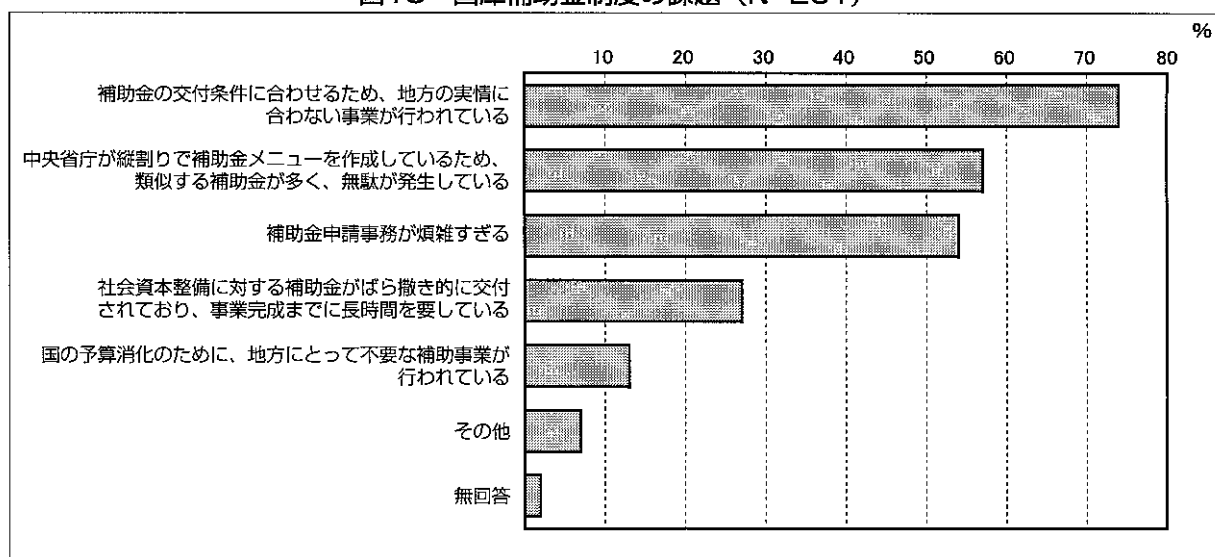


表13 国庫補助金制度の課題

項目	全体	合併		人口				財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10~30万人	1~10万人	1万人未満	1.0以上	0.7~1.0	0.5~0.7	0.3~0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
全国一律的な交付条件	148	37	111	5	18	93	32	27	44	33	21	23	42	22	10	29	45
類似補助金の乱立	73.6	64.9	77.1	55.6	66.7	77.5	71.1	81.8	73.3	80.6	63.6	67.6	75.0	73.3	58.8	87.9	69.2
申請事務煩雑	114	31	83	3	14	71	26	17	32	27	17	21	34	18	9	16	37
補助金のばら撒き	56.7	54.4	57.6	33.3	51.9	59.2	57.8	51.5	53.3	65.9	51.5	61.8	60.7	60.0	52.9	48.5	56.9
不要な補助事業あり	108	29	79	3	17	60	28	14	33	20	21	20	26	15	9	19	39
その他	53.7	50.9	54.9	33.3	63.0	50.0	62.2	42.4	55.0	48.8	63.6	58.8	46.4	50.0	52.9	57.6	60.0
無回答	54	15	39	1	9	37	7	9	18	15	10	2	15	9	6	13	11
合計	201	57	144	9	27	120	45	33	60	41	33	34	56	30	17	33	65
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

14 国庫補助金制度のあり方（単数回答）

- 道州制下において国庫補助金制度をどのようにすべきか尋ねたところ、「交付金化・補助条件の緩和等、運用の見直しにより存続させる」が50%、「補助金を全て廃止し、地方へ財源移譲することにより一般財源化を進める」が41%と、回答が均衡している。「現行のまま存続させる」は2%にとどまっている。
- 人口10万人以上の市では、53%が「一般財源化を進める」と回答。一方、人口10万人未満の市町村では39%である。一方「運用の見直しにより存続させる」としたのは、人口10万人以上の市では31%、人口10万人未満の市町村では54%と対照的な結果となった。
- 財政力指数で見ても、指数0.7を境として対照的な結果となっている。指数0.7以上の市町村では、51%が「一般財源化を進める」と回答。指数0.7未満の市町村では33%である。一方「運用の見直しにより存続させる」としたのは、指数0.7以上の市町村では38%、指数0.7未満の市町村では60%となった。
- 「現行のまま存続させる」と回答したのは人口10万人未満、財政力指数0.5未満の市町村である。
- 「その他」では、「真に国が義務的に負担すべき事業についてのみ補助金を残し、原則的には一般財源化すべき」との意見が多数であった。

図14 国庫補助金制度のあり方

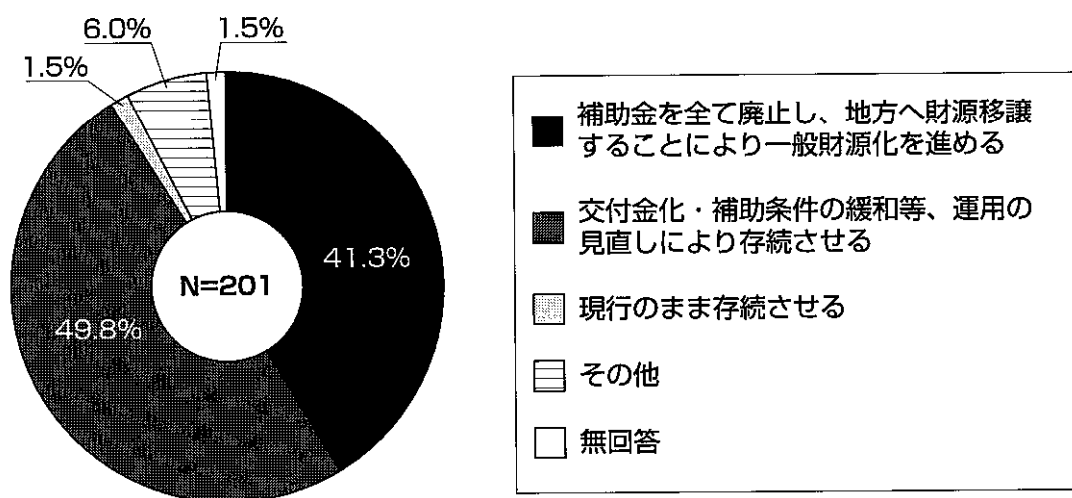


表14 国庫補助金制度のあり方

項目	全体	合併		人口				財政力指数					県				
		した	して ない	30 万人 以上	10～ 30 万人	1～ 10 万人	1 万人 未満	1.0 以上	0.7 ～ 1.0	0.5 ～ 0.7	0.3 ～ 0.5	0.3 未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
全て一般財源化	83	24	59	5	14	49	15	17	30	17	10	9	28	15	4	15	21
	41.3	42.1	41.0	55.6	51.9	40.8	33.3	51.5	50.0	41.5	30.3	26.5	50.0	50.0	23.5	45.5	32.3
運用の見直し	100	28	72	1	10	63	26	11	24	21	21	23	23	12	13	15	37
	49.8	49.1	50.0	11.1	37.0	52.5	57.8	33.3	40.0	51.2	63.6	67.6	41.1	40.0	76.5	45.5	56.9
現行制度存続	3	1	2	-	-	1	2	-	-	-	1	2	-	-	-	-	3
	1.5	1.8	1.4	0.0	0.0	0.8	4.4	0.0	0.0	0.0	3.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	4.6
その他	12	3	9	3	2	6	1	4	5	2	1	-	5	3	-	3	1
	6.0	5.3	6.3	33.3	7.4	5.0	2.2	12.1	8.3	4.9	3.0	0.0	8.9	10.0	0.0	9.1	1.5
無回答	3	1	2	-	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	3
	1.5	1.8	1.4	0.0	3.7	0.8	2.2	3.0	1.7	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.6
合計	201	57	144	9	27	120	45	33	60	41	33	34	56	30	17	33	65
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

15 地方交付税のあり方（単数回答）

- 道州制下において地方間の財政調整をどのように行うべきか尋ねたところ、全体では「地方間の不均衡を地方自らが水平的に調整する制度とする」が53%と過半数を占めた。「現行の地方交付税の制度を存続させる」は25%、「各地方独自の地方税により財源を賄い、地方間の調整は行わない完全自立型の制度とする」は8%にとどまった。何らかの財政調整は必要であるとの意見が多く、なかでも財政調整に対する国の関与をなくし、地方が自ら水平的に調整する制度を支持する意見が多数を占めている。
- 財政力指数1.0以上の市町村でも「完全自立型の制度とする」21%であり、「水平的に調整する制度とする」49%、「現行制度の存続」9%と、なんらかの財政調整制度が必要とする市町村が過半数を占めている。財政力指数0.3未満の市町村では「完全自立型の制度とする」はゼロ、「現行制度の存続」が62%を占めている。
- 「その他」では、「地方共有税を導入し配分は地方が行う」「税源移譲により地方税中心の歳入体系とし、最小限の財源保障と財源調整の制度とする」などの意見が出された。

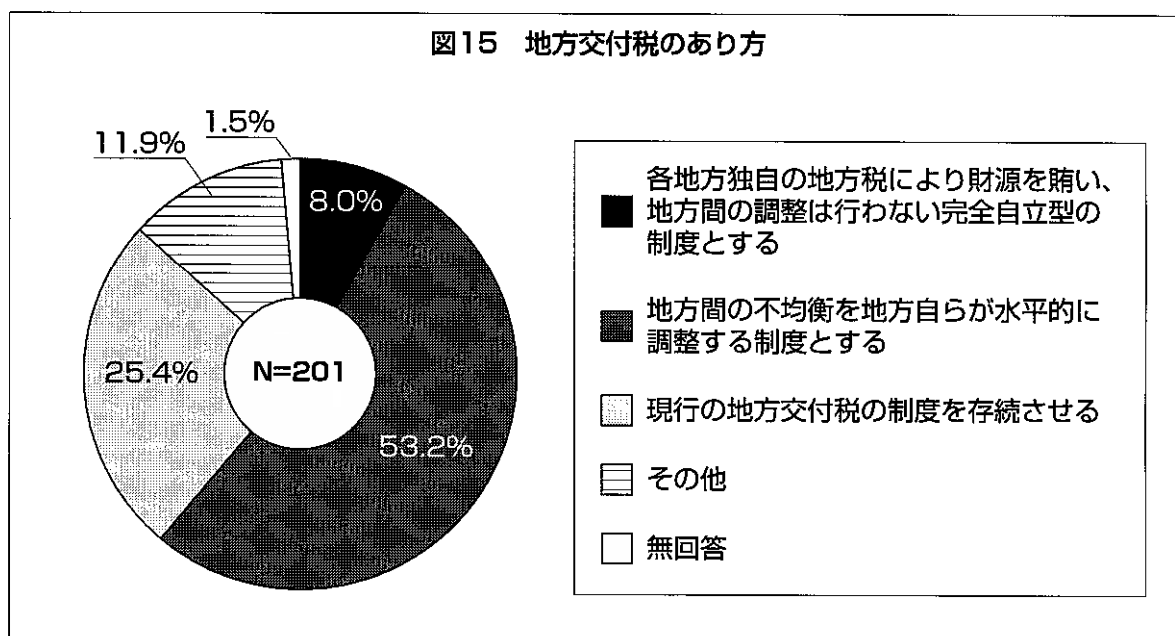


表15 地方交付税のあり方

項目	全体	合併		人口				財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
地方間調整なし	16 8.0	5 8.8	11 7.6	2 22.2	2 7.4	11 9.2	1 2.2	7 21.2	3 5.0	5 12.2	1 3.0	0 0.0	7 12.5	1 3.3	1 5.9	4 12.1	3 4.6
地方自ら 水平調整	107 53.2	24 42.1	83 57.6	5 55.6	18 66.7	66 55.0	18 40.0	16 48.5	44 73.3	22 53.7	14 42.4	11 32.4	31 55.4	17 56.7	9 52.9	21 63.6	29 44.6
現行制度存続	51 25.4	19 33.3	32 22.2	- 0.0	2 7.4	27 22.5	22 48.9	3 9.1	4 6.7	8 19.5	15 45.5	21 61.8	8 14.3	7 23.3	6 35.3	5 15.2	25 38.5
その他	24 11.9	8 14.0	16 11.1	2 22.2	4 14.8	15 12.5	3 6.7	6 18.2	8 13.3	5 12.2	3 9.1	2 5.9	10 17.9	5 16.7	1 5.9	3 9.1	5 7.7
無回答	3 1.5	1 1.8	2 1.4	- 0.0	1 3.7	1 0.8	1 2.2	1 3.0	1 1.7	1 2.4	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	- 0.0	3 4.6
合計	201 100	57 100	144 100	9 100	27 100	120 100	45 100	33 100	60 100	41 100	33 100	34 100	56 100	30 100	17 100	33 100	65 100

16 自主財源について（複数回答、制限なし）

- 地方の自主財源としてどのような税目の拡充が適当と考えているか尋ねたところ、全体では「所得税から個人住民税への税源移譲」75%と最も高く、「法人税の地方への移譲」51%、「地方消費税の増税」45%と続いている。
- 「所得税」は人口10万人以上の市では89%であるのに対し、人口1万人未満の町村では58%と約30%の差がある。また「消費税」は人口10万人以上の市では56%であるのに対し、人口1万人未満の町村では31%と25%の差がある。「法人税」に関しては人口規模別による差は見られない。
- 財政力指数の高い市町村ほど「住民税」や「法人税」の拡充を求める声が高い。「住民税」は財政力指数0.5以上の市町村では84%であるが、同指数0.3以上0.5未満では61%、同指数0.3未満では50%と20～30%の差がある。また、「法人税」は財政力指数1.0以上の市町村では64%であるが、同指数1.0未満では48%と16%の差がある。
- 「その他」では「消費税から地方消費税への税源移譲」、「森林環境税などの新税導入」などの意見が出された。

図16 自主財源について (N=201)

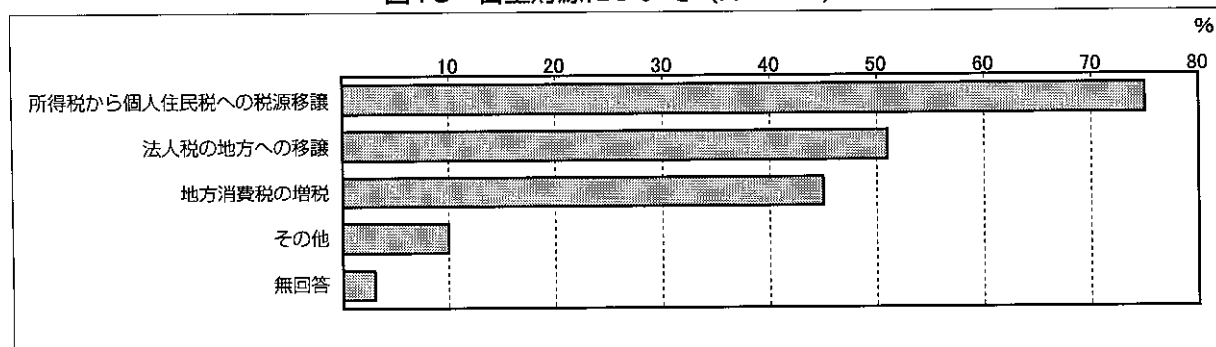


表16 自主財源について

項目	全体	合併		人口				財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
所得税	150	44	106	7	26	92	26	25	53	35	20	17	43	24	10	29	44
	74.6	77.2	73.6	77.8	92.6	76.7	57.8	75.8	88.3	85.4	60.6	50.0	76.8	80.0	58.8	87.9	67.7
法人税	102	24	78	4	14	60	24	21	30	20	15	16	28	16	7	21	30
	50.7	42.1	54.2	44.4	51.9	50.0	53.3	63.6	50.0	48.8	45.5	47.1	50.0	53.3	41.2	63.6	46.2
消費税	90	32	58	5	15	56	14	11	29	19	19	12	23	13	12	15	27
	44.8	56.1	40.3	55.6	55.6	46.7	31.1	33.3	48.3	46.3	57.6	35.3	41.1	43.3	70.6	45.5	41.5
その他	19	7	12	3	2	8	6	-	4	4	5	6	6	3	1	1	8
	9.5	12.3	8.3	33.3	7.4	6.7	13.3	0.0	6.7	9.8	15.2	17.6	10.7	10.0	5.9	3.0	12.3
無回答	5	2	3	-	2	2	1	1	1	1	1	1	1	-	1	-	3
	2.5	3.5	2.1	0.0	7.4	1.7	2.2	3.0	1.7	2.4	3.0	2.9	1.8	0.0	5.9	0.0	4.6
合計	201	57	144	9	27	120	45	33	60	41	33	34	56	30	17	33	65
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

17 道州の区域（単数回答）

- 道州制が導入される場合にどの州に属するのが適当と考えるか尋ねたところ、全体では「中部州」が72%を占め、「関東州」15%、「関西州」1%であった。
- 愛知県・岐阜県はそれぞれ96%、87%が「中部州」と回答した。三重県は「中部州」が77%、「関西州」が6%と回答した。静岡県は55%が「中部州」、33%が「関東州」と回答した。長野県は52%が「中部州」、29%が「関東州」と回答した。静岡県伊豆地方・長野県北東部において「関東州」と回答する割合が高くなっている。
- 「その他」では「現時点では区割りを考えていない」「中部州＋北陸州」「北信越州」などの意見が出された。

図17 道州の区域

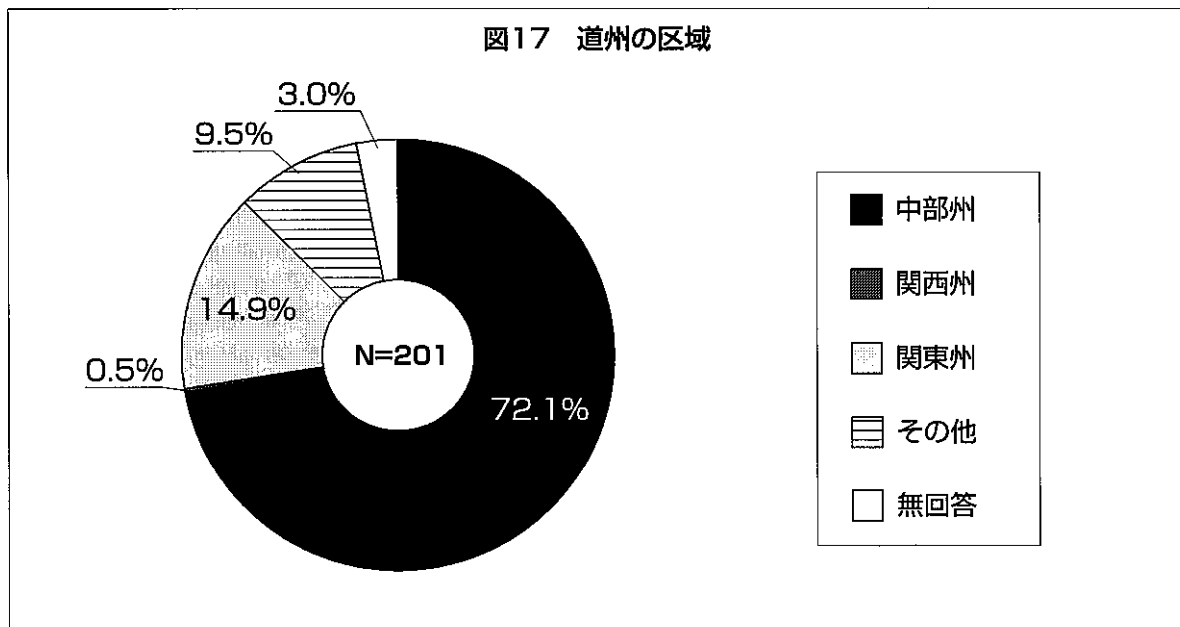


表17 道州の区域

項目	全体	合併		人口				財政力指数					県				
		した	してない	30万人以上	10～30万人	1～10万人	1万人未満	1.0以上	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	0.3未満	愛知	岐阜	三重	静岡	長野
中部州	145 72.1	42 73.7	103 71.5	7 77.8	18 66.7	89 74.2	31 68.9	22 66.7	50 83.3	27 65.9	24 72.7	22 64.7	54 96.4	26 86.7	18 76.5	18 54.5	34 52.3
関西州	1 0.5	-	1 0.7	-	0.0	1 0.8	-	0.0	1 1.7	-	-	-	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0
関東州	30 14.9	7 12.3	23 16.0	-	2 7.4	19 15.8	9 20.0	7 21.2	4 6.7	9 22.0	2 6.1	8 23.5	-	-	-	11 33.3	19 29.2
その他	19 9.5	7 12.3	12 8.3	2 22.2	5 18.5	10 8.3	2 4.4	2 6.1	4 6.7	4 9.8	7 21.2	2 5.9	1 1.8	4 13.3	3 17.6	4 12.1	7 10.8
無回答	6 3.0	1 1.8	5 3.5	-	2 7.4	1 0.8	3 6.7	2 6.1	1 1.7	-	1 2.4	2 0.0	2 5.9	1 1.8	-	-	5 7.7
合計	201 100	57 100	144 100	9 100	27 100	120 100	45 100	33 100	60 100	41 100	33 100	34 100	56 100	30 100	17 100	33 100	65 100

オ. 道州制導入に向けた議論のあり方について

18 政府に求めること（自由記述）

- 今後、道州制の実現に向けて（または道州制の議論の活性化に対して）政府にどのような対応を求めるかと尋ねたところ、128 市町村の記入があった。
- 約 60 市町村が地方と国の共同による協議機関の設置について言及。政府に対して地方の意見を正しく伝え活かすために、地方と国が共同で対等に議論できる協議機関の設置を求めている。
- 約 10 市町村が法整備（推進法・基本法）について言及。このなかで導入時期や制度設計を明確にすることを求める声が多い。
- 全般的に、地方の声を聞きながら、慎重に制度の検討を進めてほしいとする意見や財源・税源移譲について十分に議論を進めるべきという意見が多くみられた。

19 国民的な議論にするために今後期待される取組み（自由記述）

- 道州制は地方制度の根幹に係る問題であり、国民各層における広範な議論の動向を踏まえて道州制の導入に関する判断を行うべきですが、国民的議論の高まりを実現するためには、どのような取組みが必要であるかと尋ねたところ、124 市町村の記入があった。
- 道州制導入によるメリット・デメリットを国民に明示することを求める声が約 25 市町村から出された。そのなかには「少子高齢化、子育て支援、介護予防などの観点から道州制の必要性を訴える」との意見や「道州制を導入しない場合と導入した場合の国民生活への影響を具体的に例示し、比較する」などの意見が出された。
- 国民に広く道州制を知ってもらう手段として、「新聞やテレビ等のマスコミを利用した P R、T V 討論」「オフィシャルホームページの設置」「全国各地におけるタウンミーティングの実施」「シンポジウムや講演会の開催」などの意見があった。
- そのほか「地方議会議員や国会議員での推進協議会の設置」「地方レベルの選挙におけるマニフェストでの道州制明記」「北海道道州制特区などの特区・モデル導入などの活用」「市町村に住民の意見を聞くことを義務付けたうえで、全国の市町村から意見を求める」「地域自らがどのような地域にしたいのか発言する」など様々な意見が出された。

20 自由意見（自由記述）

- 地方行政制度に関する意見などについて尋ねたところ、61 市町村の記入があった。
- 地方分権を求める声とともに、税源移譲や財源について十分な検討を求める声や小規模市町村の存続に向けた論議を求める声が多い。
- 地方分権を求める声として「権限が中央に集中している制度的疲労と不備が見えて来た、論議を超えて重大な制度改革の必要性を検討すべき」「地方が真の自立を目指し、自らの判断と責任で地域の課題を解決し、行政運営を進めようとしている中で、国は地方のことは地方に任せる姿勢を明確にし、地方への協力体制を整えてほしい」「住民自治の理念に沿った制度設計が必要」「中央集権が生み出した一極集中や地域社会にもたらした弊害を、道州制という形で改革できるのかどうか、十分時間をかけて議論すべき」「人間を相手の行政サービスは、きめの細かさやある程度の範囲でのルールが必要。道州制でも最前線のサービスは、小さくすべき」などの意見が出された。
- 税財源に関する意見として「真の地方分権が確立できるよう権限委譲、財源委譲を行い、俗に言う 3 割自治にならないよう、国の関与を極力無くすべきである」「国から地方への権限の移譲に応じて、きちっとした財源が地方へ移譲される必要がある。地方に負担のみを強いて国はこれまでの権限を固持する、というようなことのないよう、今後の動向を注視しなければならない」「所得税をはじめとする国税と住民税をはじめとする地方税については、計算方法についても異なるように、税の徴収からしても二重構造となっている。これを一本化してはどうか」などの意見が出た。
- 小規模市町村の存続に関する意見として「都市の生活基盤、生活環境は、地方（農村部）の持つ国土的な役割が極めて大きい点に着目し、都市、地方の役割分担と財政措置の明確化と手立てを求める」「山間の小規模自治体の存続については、別に論議すべきである。一般論の論議で行った場合、小規模自治体は崩壊してしまう」などの意見が出た。
- その他、「行政の効率性ばかりを追求するのではなく、地方の実態にあった行政運営が必要」「過疎対策等、日本国民が平等にサービスを享受できるよう均衡ある国土発展の方策を検討すべき」などの意見があった。

Ⅳその他意見・記述式回答のまとめ

問 1－1 合併をした理由

- ・先方からの熱い要望
- ・隣自治体が強く合併を望んだ為
- ・最終的に隣自治体より強い申し入れがあったため(編入合併でもよいからと)
- ・合併申し入れがあったため
- ・周辺町村が単独での行政運営が困難となる見通しのもと、地域内での唯一の市制をしく当市に合併を望んだため
- ・地方分権の推進、合併協議の申し入れ
- ・合併に際し住民投票を実施した結果、住民の意思を尊重した
- ・多くの地域住民が合併を望んでいたため
- ・広域地域全体の将来を見据えて判断した
- ・合併を課題として住民全員が地域を考える機会とした

問 1－2 合併をしなかった理由

- ・合併に対する基本的な考え方（庁舎の統合等）に差異があったため。
当自治体の住民投票(合併の是非)に対し、相手自治体から協議会の解散が申し入れられたため。
- ・合併する自治体と合併についての基本理念（合併後の効率性・議員定数の削減）の整合性ができないため。
- ・任意合併協議会において、合意が得られなかったため。
- ・合併を検討し周辺自治体と協議したがまとまらなかったため
- ・合併協議の中で、合併先と合意に至れない事項が発生したため。
- ・5自治体の合併で協議会をつくるも最終的に合意に至らなかった。次に2自治体の合併へ進んだが、決定協議会の段階で議会が否決した。
- ・法定合併協議会を設置するに至ったが、協議がまとまらなかったため。
- ・3自治体で合併協議を進めてきたが、住民投票で3自治体3様の結果となり、法定協議会は解散した。
- ・各自治体の合併に対する考え方に大きな隔たりがあり、協議をすすめたものの、これを埋めることは非常に困難であった。
当自治体の将来を住民とともに再度考え、当自治体にとって一番良い道を慌てずに模索することが必要であると考えた。
- ・任意の合併検討協議会で議論を行ってきたが、合併への思いや、都市内分権の考え方にずれがあるにも関わらず、特例法ありきで議論が進み、法定協議会への移行は時期尚早として不参加。
- ・合併後のまちづくりの方向性について意識の差を埋めることができなかったため。
- ・合併の方式（新設、編入）において主張が食い違ったため。
- ・法定協議会を設置していたが、協議の過程で各自治体議長副議長による「庁舎の位置」「新名」で話し合いがされていたことを理由に協議会から離脱。
その後、首長解職請求の住民投票が実施されたが、成立せず、単独を選択。
- ・行政運営手法のちがい
- ・都市内分権など合併後のまちづくりと健全財政に対する意識の差を埋めるまでには至らなかったため。
- ・住民アンケートの結果

- ・住民意向調査の結果、合併反対票が多数を占めたため
- ・住民アンケートを尊重
- ・合併に関する住民アンケート調査を実施した結果、単独でのまちづくりを望む意向が多数を占めたため。
- ・住民アンケートの結果、合併反対が多数を占めたため
- ・住民アンケート（有権者）の結果、合併反対が多数を占めたため。
- ・住民アンケートの結果、合併反対の意向が多数であったため
- ・住民意向調査の結果、合併反対票が多数を占めたため
- ・合併対象自治体の一つが法定協議会設置に反対であった
- ・当自治体の観光産業の柱である第三セクターを民営化することが条件とされたため
合併協議会による、住民意識調査（一部団体では投票）の結果により、構成団体のうち一部団体で反対が賛成を上回り合併が非となった。
- ・関係自治体での合併協議会設置の際に 1 自治体の議会が否決したため
- ・平成 16 年に、合併協議の準備段階で、相手先が断念した経緯がある。
- ・合併協議も終了し、あとは協定と決議だけであったのに、中心自治体が住民意向調査を実施し、反対多数で破綻した。更に住民発議の協議会設置にも議会は否決した。
- ・本自治体の住民投票結果は、A 自治体との合併が最多であったが、A 自治体は他自治体と合併した直後であり、次の合併に取り組む状況でない。
- ・合併協議の打ち切りの意向が合併先の自治体から示されたため
- ・合併先の受け入れの不調による破綻（受け入れ先の住民投票の結果、合併反対票が多数を占めた）
- ・他自治体での住民投票の結果、合併反対票が多数を占めたため。
- ・合併先と考えられる市町村が住民投票や住民アンケート調査を実施した結果、反対が多数を占めたため。
- ・5 自治体の合併協議会において、住民意向調査を実施した結果、2 自治体において合併に反対する意向が賛成を上回り、合併協議会が解散したため。
- ・議会の理解が得られなかった
- ・議会の同意が得られなかったため。
- ・行政・住民は合併を指向したが、議会がまとまらなかったため、合併協設置まで至らなかった。
- ・合併協議会設置議案が議会で否決されたため
- ・法定合併協議会設置案を議会が否決したため。
- ・県境の難しい地域にある
- ・周辺部にしかなりえない自治体である
- ・合併によりメリットは当然あるがデメリットのほうが多いと感じた。
周辺部となる当自治体は衰退の一途を辿るのではないかと心配した。
- ・協議の枠組みでは住民サービスの向上にはつながらないと判断したため
- ・事業の不祥事が発生し、その解決に 1 年余ついやしてしまい合併の波にのれなかった
- ・私自身は合併論者ですが、前任の首長が合併しない宣言をしたため。いずれ合併は必要と考えています。
- ・合併先をめぐり、首長と議会が考えが異なるため。

問 2 市町村合併に対する評価

- ・政令指定都市と境を接する事により、県境を超えた連携の意義が増した

- ・期待した財政基盤の強化が想定したようにすすまず、むしろ予想以上に財政的に厳しくなった。地方交付税削減が原因と思われる。
- ・三位一体の改革の結果、地方交付税が削減され、地方の景気は回復が遅く、税収減と16年災害の影響が大きい。
- ・編入合併であり、編入された自治体においては上記の変化（要員の削減等、事務事業の効率化）があったが、編入元の自治体においては、編入する自治体の規模が小さいため、特に変化はない。
- ・1. 2を目標としているが、未だ合併後1年しか経過していないので、効果は表れていない。
- ・一時的には財政強化につながったが将来は大きな不安を伴う合併
- ・行財政の効率化
- ・地域格差の統一に苦労している。

問3 市町村合併に関連した課題

- ・財政規模を身の丈に合ったレベルまで落とすため、3割程度の削減をめざして、厳しい行革に取り組まなければならない。
- ・事務事業の統合・一元化
- ・アクセスの改善
- ・インフラ整備や補助金などの統一を図っていくこと。
特にインフラ整備は投資に偏りがみられると住民に不公平感を与える。
- ・都市計画税の不均一課税の調整
- ・広域化により取り残されたという不満、不安の緩和

問4 今後の市町村合併の必要性

- ・段階的に政令指定都市をめざす
- ・合併について具体的なものがあれば積極的に取り組む。当面は具体的なものを形成することもあり広域連携を検討していく。
- ・当面合併については考えていないが、将来合併が必要となれば検討する。
- ・合併協議が不調に終わった今、さらに合併話を進める状況にないが、将来、条件が整えば合併を行う必要があると考えている。
- ・周辺市町村の状況に応じ、また、周辺市町村との広域連携が深まる中で、合併が必然と考えられ時期に行う。
- ・現在の広域行政が今後とも展望できる状況であるか、或は郡内の合併によって情勢が変わることが懸念される場合を考慮した合併への展望が必要である。
- ・合併を希望している近隣町との条件が整えば必要がある
- ・合併を視野に入れているが、合併協議を始める環境は整っていない。
- ・合併の必要性も感じるが、具体的な検討はしていない。
- ・当面は不要であるが、時代の流れの早い昨今、将来のまちづくりの在りようを考えるために、引き続き内部研究をしっかりと行っていく。
- ・当面は不要であるが、将来的には検討する必要があると思われる。
- ・もっと落ち着いて研究してからでよい。
- ・日常生活圏の広域化、新たな広域行政課題の顕在化などにより、近隣市町村との連携は重要と

- なっており、広域連携策の一つとして合併も将来の選択肢となりうると認識している。なお、合併協議をすすめるにあたっては双方の住民、議会、行政の気運の盛り上がりが必要。
- ・行財政改革を断行し自立した自治体をつくることを基本とし、住民の意向を聞きながら、必要に応じて、近隣市との合併を考える。
 - ・住民の意向が大切
 - ・住民から合併に対する要望が多く出てきた時点で再検討する。
 - ・国・県・市町村の行政見直し後、合併必要
 - ・地方財政基盤の構造改革如何による
 - ・当面不要と考えるが、道州制など地方制度の改革によって、ふさわしい市の規模を検討する時期がありうる
 - ・全国的に未だ合併に踏み切れない自治体が存在するが、将来の自治基盤の確立を期す上からも合併は有効な手段であると考え
 - ・現時点では合併の必要はないが、将来交付税制度がどう変わるか等、財政状況によっては、合併を検討せざるを得ないこともあり得る。
 - ・自立を望むが、財政的に困難となれば合併やむない
 - ・国の法律等には逆らえない。
 - ・社会情勢にもよるが現在のところ合併の必要性は考えていない。
 - ・合併をする必要性を感じない
 - ・当面考えない
 - ・2年前に自立を決意したばかりなので合併には触れない
 - ・国による強制的な合併を躲すことが出来るか否かを考慮したのであって、自治体としての必要は当初から無い。

問5 合併優遇策の必要性

- ・一段のはずみをつけるとするならば、今後の時期を捉えて、現行法以上の支援策を考えるべきと考える。
- ・各市町村については合併せざる得ない状況におこまれての合併の為、旧法並の優遇策を希望します。
- ・1と2の間くらい。
- ・3であるが、合併優遇策は旧法並とすべきである。
- ・合併は、各市町村の自主性に応じて行われるものであるが、合併時の財政負担を鑑みれば、ある程度の優遇策は必要。
- ・各市町村の自主性による合併を推進すべきであるが、新市町村建設計画の中で合併に必要とされるものに対する優遇支援策を講ずるべき。
- ・各市町村の自主性を尊重することは地方自治の根幹であるが、必要に応じて優遇策も必要。全て横並びの優遇策は疑問。
- ・全国一律の支援でなくそれぞれの地域の実情に合った弾力的な支援
- ・自主性に応じて合併を行うべきであり、そのための支援策は充実させるべき。
- ・各市町村の自主性に応じて合併を推進すべきであるが、合併優遇策は必要である。（3件）
- ・合併は各自治体の自主性によるものであるが、ある程度の優遇策は必要であると思う。
- ・各市町村の自主性に応じて合併を推進すべきであり、それを支援するための一定の支援策は必要。

- ・優遇策も大切であるが地方分権の推進のために自治体が自立できるような措置が必要である。
- ・優遇策で合併させても、その後の対応策が無ければ結果として先の見通しが立たない。
- ・優遇策をもって合併を推進するのではなく、真の地方分権を進め、自治機能の向上を計ること。
- ・起債での対応は問題先送りのみでありあまり好ましくない。

問6 今後住民ニーズが高くなる市町村の役割

- ・行財政改革
- ・過度な負担のない公共サービス
- ・市民活動の場
- ・地域コミュニティ
- ・住民参画のまちづくり
- ・市域全体の活性化
- ・生涯学習
- ・少子化対策
- ・子育て支援
- ・若者定住対策
- ・防犯対策（3件）
- ・CATV、防災無線
- ・道路の整備
- ・主要道路の改良整備（旧村に通じる道路（国道・県道）が今だに大型がスレ違いできない）
- ・産業振興
- ・工業振興
- ・市民のニーズは非常に多様な状況にある。したがって、選択と集中に努めつつ、生活・環境、文化、産業のすべての分野にわたって調和のとれた取組が必要と考えている。

問7 今後の都道府県の役割

- ・道州制の推進
- ・現在の県の枠を越えた課題への対応
- ・産業廃棄物施設の積極的な建設
- ・交通網等の基盤整備
- ・市町村の目線に立った課題の把握であり、その解決に向けた協働の対応と体制整備
- ・国と市町村との間の適切な連絡調整
市町村間の連絡、調整等、自立に向けて努力している市町村への協力（県独自の規制の緩和）
- ・国と市町村の中間に位置する県の行革が急務。県は警察、教育、道路などの広域課題に絞り込み、一般行政は市町村へ移譲すべき。
- ・住民の暮らしに関わる事務はすべて指定都市が担い、道府県は真に必要な広域事務及び市町村間の連絡調整事務に特化すべきである。
- ・市町村への財政支援
- ・中2階の県はどうなるのですか？本当に必要でしょうか？

問8 道州制を導入することへの賛否

- ・国の権限が真に道州に移るなら賛成。
- ・まず、国と地方公共団体の役割を明確にすべきであり、その役割に応じた制度を導入すべきである。道州制のみが先行しているのはどうかと思う。
- ・国、道州、市町村がそれぞれどのような権限と責任を持つのか、地方自治の仕組みをどうするのか明確になっていない段階で、型だけが先行するのはおかしい。
- ・市町村合併の進展やグローバルな広域行政課題の顕在化などを考えると、広域自治体の見直しは必要であるとする。しかし、なぜ道州制なのか、またその際の市町村にとってのメリットは何かなど、地方制度調査会の答申だけではよくわからない。
- ・基礎的自治体の確立が先決
- ・道州制については、地方分権の推進、税財政制度等様々な長所・短所が考えられる中で明確な共通理解は得られていないと思う。議論が十分になされないまま賛否の表明ができるものではない。
- ・道州制度の概念や具体的な権限などの論点が公表されておらず賛否の意思表示がしにくい
- ・道州制に対する国民的な議論の機運は高まっておらず、意見集約もなされていない現時点では賛否の判断はできない。
- ・道州制の具体的姿がわからないのでどちらとも判断できない
- ・国、道州、市町村の役割分担（行政内容、権限、財源）を定めた上で、この国のあるべき形の指示と議論が欠落している。
その中身が議論されていない。中央政府の縮小と道州制への権限財源移行がセットでつめられていないから。
- ・道州制の導入の意義や都道府県制の評価がされておらず、国、地方の役割分担等内容についても議論不足。
- ・具体的な国と地方の財源配分が見えないため。
- ・中央と地方という枠組みで考えた際に、「中央の権限をいかに地方に分権していくか」という視点での議論が不足していると感じるため。
- ・現在の試案は、長野県はすべて北関東ブロックであり、当地域は中部経済圏とのつながりが多いため
- ・現時点での判断はしにくい
- ・わからない
- ・制度の具体性が明確でない
- ・将来ビジョンが見えない

問 9－1 道州制の導入に賛成する理由

- ・中央集権体制の現制度は道州制導入によって少しでも改正されるのではなかろうか。
- ・真に地方分権社会となれば、必然的に市町村合併が進み道州制へと移行すると考える。
- ・地方分権の拡充につながる可能性があるから
- ・国際化時代への対応、競争力の向上
- ・国際化社会の進展（急速な）に伴い、依然とした東京を中心とする一極集中から国際的な圏域間の競争がいまさに現実化して来ている。そのための対応が求められている！
- ・市町村合併が進み都道府県の存在意義が薄れ、再編が必要となる。（3件）
- ・市町村合併が進むと必然的に都道府県の存在が薄れ、再編が必要となる。

- ・市町村合併により基礎自治体が大きくなることに伴って、県の役割や位置づけを見直す必要がある。
- ・道州制導入の中身が不確定なため、こういった形で権限が移譲されるのか等あるが、縦割り行政の解消などにより、許認可申請の一本化等手続き面での簡素化が図られるなど、事務の効率化や合理化が図られることが期待できるから
- ・県に対する交付税や譲与税の一部が国に入ることになり国の財政状況が改善されるから
- ・国の出先機関との一体化も求められる。
- ・地政学的観点から広域行政を

問 9－2 道州制の導入に反対する理由

- ・国が権限や財源を手放すとは思えず、単なる都道府県合併になる。
- ・中央官庁が権限を本当に移行する姿勢がないので
原則論では、道州制は必要であるが、今のような地方分権の考え方では地方はますます活力を失う。
- ・国の歳出削減のための道州制では、うまくいかないと思う。税源移譲をして財政的に安定できれば道州制も可能だと思う。
- ・道州の役割、基礎自治体の役割を決めることが先→規模はその後
何でも大きくすれば解決するものではない
- ・道州制に対する議論の機運が高まっておらず、国民的な意見集約が図られていない。
- ・①中間機関としての道州制府は不要。300 基礎自治体に編成し、地方事務は委ねる。
②広域調整はアド・ホックに機関を作って対応すればよい。

問 10 国と地方の役割分担

- ・基本的には 1 の考えだが、教育水準の確保や社会保障の充実など全国で格差を生じさせないようにする必要があるものについては国が関わるべき。
- ・基本的には 1 であるが、内政に関しての地方の権限の保障を確立をすべきである。
- ・国は外交防衛等に限定。民生教育等は基礎自治体の事務とし、道州はその自治事務に介入せず、仕方がないから広域調整だけやればよい。
- ・国は社会保障に責任をもつべき
- ・後付けの理由はもっともらしいが、基本理念が見えない

問 11 道州制への移行時期

- ・道州制と市町村合併は一体のものであり、同時に検討すべき。
- ・道州制については、国民のコンセンサスが得られているとは言い難いので、さらなる議論の結果、出来るだけ早い時期に導入すべき。
- ・国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国、道州、基礎自治体の役割や権限を整理し、それに見合う税財源のあり方を明確にするとともに国民的コンセンサスを形成の上導入すべき。
- ・道州制の導入以前に、まずは、地方へのさらなる権限・税源移譲を進め「住民に身近な行政は住民に最も身近な基礎自治体が担う」という地方分権の実を、住民が実感できるようにすることが大事であると考えている。

- ・道州制については、その必要性や制度設計について、国民的議論を進めることが重要である。国民的な議論を踏まえた上で、移行スケジュールを検討すべき
- ・広域行政区としての道州制の適否について十分論ずるべきであり、その結論を踏まえて広域行政区のあり方について検討していくべきである。
- ・道州制へ移行した方がよいかどうか、その事をじっくりと検討するべき。
- ・役割論議ができれば規模論へ。時期はそれから。
- ・まず、国の権限と地方の役割をハッキリさせ、導入時期を示すべき。その上で道州制の論議を行うべき。
- ・国及び地方公共団体が安定してから(改革の目途が立ってから)移行すべきかどうか判断すべきである。
- ・市町村の合併後の体制が住民に十分理解され準備が整う事
- ・分権改革を着実に進めることが大切である。道州制については、分権改革後地方や民間を含めた中で議論すべきと考える。
- ・3＋国民の議論が高まることが前提
- ・3を基本とする。しかし道州制意向へのビジョンと併せて現在進めている国の地方戦略を見直すべきである。(道州制移行への市町村合併へのビジョンも示すべきである。)
- ・必要なし
- ・永久に不要

問 1 2 国の出先機関の扱い

- ・道州制の導入を待つまでもなく、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、現在、国の出先機関が担っている事務は、できるものから地方に移すべき。
- ・道州制移行に関らず出先機関の統廃合を進めるべき。その結果として、道州制移行も早くなる。
- ・現在の国の出先機関と、県の出先機関との統合により、権限の移譲を進め、国と地方の役割分担を定めてから、廃止等を検討すべき
- ・国と地方の役割分担により取り扱う
- ・中央との連絡機関に(結合・縮小)
- ・道州政府は、国の出先機関として位置づけ、シンプルな国と地方の二層制とすべきである。
- ・分らない。
- ・調査研究の結果による
- ・国と地方の役割りが確定していないので、何も言えない。
- ・現段階では、道州制のあり方自体が不明確であり、移行の方法は想定できない。
- ・道州制による広域行政区をどのようなものにすべきかが分からない以上何とも言えない。
- ・道州制について、国と地方の役割分担などもう少し検討を深めてからでないと、現時点では何とも言えない。
- ・必要なし

問 1 3 国庫補助金制度の課題

- ・地方の自立を阻害している
- ・補助金を通じた国の関与や規制があることにより、住民にとって最も必要なサービスを提供できない事がある。

- ・地方の自主性や責任感が育たない。
中央が地方を補助金で指導・関与しているため、地方分権確立の障害になっている。
- ・国と地方の役割分担が明確にされず、国の関与、義務付けを残す制度となっている。
- ・地方の実情に合わせる補助金がない
- ・補助事業の内容は、市町村によりかなり異なると考える。実態に合わせた補助が必要。
- ・補助基準等により、画一的なものになってしまう。
- ・地域の為に必要な事業であっても対象外の部分もあり、地方の実情に合わせてほしい。
- ・必要性が高い補助事業がある一方で、省庁をまたいで事業の評価がなされていない
- ・補助金申請に係る国の出先機関の所在地がバラバラのため、出張して説明するのに大変な手間がかかっている。
- ・ヤル気のある自治体はどんどん応援するべきでは
特に日本人にとって最も大切な水、森を守るべきである。
- ・真に地方が実施しなければならないインフラ整備のための補助金（学校建設）が見直しされている。
- ・三位一体以後「交付金」になって大変使いよくなった。元々こんな補助金ならよかったと思う。
- ・補助金の見直しにより、まちづくり交付金のように統合型補助金（各課、各費目を横断した補助金）となったことにより、従来の補助事業より補助対象の枠が拡大されたため使い勝手が良くなったが、通常補助（補助率 5.5/10、5/10）をまちづくり交付金に振り替えられる傾向があり、一般財源の負担増となることが懸念されるとともに、補助金の実施期間内（5年間）での完了が義務付けられていることから、事業の延長ができない等の問題もあるため改善が必要と考える。

問 1 4 国庫補助金制度のあり方

- ・補助金を全て廃止し、地方へ確実に実態に見合う額を財源移譲することにより、一般財源化を進める。
- ・補助事業を限定し、一般財源化
- ・国・地方の役割りをしっかりと協議し、それに応じた、新たな制度・設計を検討し、補助金・交付税のあり方を考える。
- ・補助金を廃止し、地方へ財源移譲することが適当なものは、一般財源化し、国が持つことが適当なものは、補助条件の緩和・運用を見直し存続させる。
- ・真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金を廃止し、税源移譲を進める。
- ・一律的な補助金については廃止、選択的な補助については政策的見地から残すことが適当。ただし交付条件は見直すべき。
- ・国が実施すべきもの（学校教育等）に係る補助金のみ残し、原則的に一財化。ただし、一財化の方法については議論を重ね慎重に行われるべき。
- ・国による画一的な施策や押しつけ、過剰な関与、規制を撤廃し、住民ニーズにあった個性的な地域づくりを行うために必要な補助金を精査して、利用しやすい補助金とし、可能な限り一般財源化が必要。
- ・地方の自主判断に委ねるべき事業に係る補助金は、税源移譲を前提に廃止し、生活保護費負担金、河川等災害復旧事業費負担金は存続すべきである。
- ・地方の自主性・自立性を高めた地方分権を推進するため地方 6 団体が示した補助金改革を実施

すべきである。

- ・防災（特に治山砂防）森林育成、河川整備は国が実施するべしと考える。地方の負担もある程度必要であると考えれば80～90%補助又は交付金が必要
- ・現時点では判断できない

問15 地方交付税のあり方

- ・理想論であるが、地域(都市)間格差やアンバランスが解消できるのであれば、各地方独自の地方税により財源を賄い、地方間の調整は行わない完全自立型の制度とする。
- ・地方分権の推進という意味では、交付税を減らし、自治体の責任において運営していくのが基本であると考ええる。ただし、税源移譲がきちんとなされ、国庫支出金という形で国の関与を残したままにしないことが前提。
- ・原則として自立型の制度が望ましいが、財源の偏在によって地方自治が成り立たない可能性もあることから、一定の調整機能は残す必要がある。さらに、河川の下流自治体が上流山間部の自治体に水平的に財源を調整することも必要。
- ・道州間の財源の不均衡を平準化する制度を創設する
道州内自治体間の不均衡の平準化は道州政府に任せる
- ・各地方への財源移譲により原則的には、自立型とするが、財政力指数が「1」に満たない自治体は、道州の指導・援助が行える制度を設ける。
- ・改革して地方交付税を県の機能にする
- ・1の完全自立型の制度が究極的には望ましいが、当面は、簡素で公平性、地方の行革努力等に配慮した「新型交付税」の導入を検討する。
- ・税源移譲等によって地方税中心の歳入体系を構築し、自主財源比率を高める一方、財源保障と財源調整の両機能を適切に発揮する制度とする。
- ・地方共有税とし配分は地方が行う
- ・税源移譲と地方間の財源を調整するため、地方共有税制度を創設する。
- ・国の関与を少なくする「地方共有税」にして、地方独自の財源という性格を明確にする。
- ・地方交付税は、地方財源の保障機能と調整機能を有する地方の固有財源であることから、地方交付税制度の存続は必要であると考えている。今回新地方分権構想検討委員会の中間報告で提言されている「(仮)地方行財政会議」の設置とそれにもとづく「地方共有税」の創設が地方交付税の機能を継承し、地方分権の推進に寄与する制度となることを望む。
- ・財政調整機能については、制度を定め、道州間の不均衡バランスの解消・是正措置を講ずべき。
- ・税源の偏在が現実として存在する以上、住民が必要とする事務事業の適切な執行を確保するためには、不足財源分の地方交付税による補完も視野に入れざるを得ない部分もあると考える。
- ・道州になっても、地方の状況が一変することはない。州の中にも格差が生じないように、交付税のようなしくみが必要と考える。
- ・地方交付税算定には複雑さがあって不透明。各自治体の立地条件も勘案可能な柔軟性が必要。財源調整機能としては存続するべき。
- ・現行の地方交付税の制度を維持しながら、税率を調整する
- ・現行の地方交付税の制度を見直し、改正して存続させる。
- ・基本的な方針としては3。積み上げの方式など細部は要検討。
- ・国で財政調整についてのルールを確立させる
- ・一部に地方交付税問題が中央（都市部）と地方の争点になろうかという状況を危惧している。

- ・国・地方の役割りをしっかりと協議し、それに応じた、新たな制度・設計を検討し、補助金・交付税のあり方を考える。
- ・問8のとおり（国、道州、市町村の役割分担（行政内容、権限、財源）を定めた上で、この国のあるべき形の指示と議論が欠落している。）
- ・都道府県、市町村各々に特徴があり、単純に物をきめられない。
- ・現時点では判断できない
- ・わからない

問 1 6 自主財源について

- ・水源かん養税
- ・森林環境税などの新税
- ・森林環境税と言った新税の創設
- ・森林環境税等環境保全を目的とする税
- ・大都市圏に対して、きれいな水・空気（森林保全・水源保全等含む）を地方が供給していることから、森林環境保全税や水源保全税のような地方税を創設する。
- ・国有財産の地方への積極譲渡（国有地有効活用、環境保護の観点を重視した自主財源の創設への配慮）
- ・道路特定財源を広く交通財源とした上で、地方への移譲（地方の鉄道を守る視点からも考えるべき）
- ・法人税は工場、会社所在地ではなく、働く人が住んでいる自治体に配分する方法が必要では、、、
- ・地域の偏在性が大きい法人市民税について、地域間の税源帰属の在り方を検討することによる偏在性の是正
- ・地方共有税調整金
- ・単純に「平等」では少人口、低所得の地方は基本的に成り立たない。地方交付税方式から退却するのは当面難しい。
- ・平地面積と山林面積の対比、海岸線の長さや状勢は考慮すべき。高齢化率は同様配慮すべき。
- ・消費税から地方消費税への移譲
- ・消費税から地方消費税への税源移譲
- ・消費税率が同じで、地方への割合が増えることが条件
- ・増税することなく消費税の分配率を国と地方で1：1にする。
- ・薄く浅く広く
- ・拡充の見通し全く無し

問 1 7 道州の区域

- ・東海州
- ・愛知・岐阜・三重
- ・東海州（愛知・岐阜・三重・静岡西部）
- ・愛知・岐阜・三重・静岡
- ・中部州＋北陸地域

- ・北信越五県
- ・北信越州（新潟・富山・石川・福井・長野）
- ※今後の議論により、検討したい。
- ・長野県は＜北陸・関東＞に入る可能性が高いが、我々南部は、絶対に中部州にはいる
- ・静岡県東部地域は神奈川県・山梨県との関係も強く、愛知県を中心とする中部州に分類されることには違和感がある。
- ・静岡県は西部・中部・東部とあり、私の自治体は東部（東京に近い為）なので”都民”も多く住んでいる。
- ・本自治体の生活圏・経済圏は神奈川県・東京都に属しているので、従前の中部・関東といった圏域を見直すべきである。
- ・現在のところ経済は関西よりかと思えるが具体的な方向が不明なので何も言えない
- ・解らない
- ・考えてもみない
- ・現時点で、区域について考えていない
- ・道州制について、国と地方で本格的な協議をしていない
- 現時点において、判断する事はできない。
- ・道州制と国家と市町村との役割分担と財源がつめられていない現状では、区域論は時期早尚。
- ・国民生活に非常に大きな影響を及ぼすものであるため、区域については、国民的な議論の動向を踏まえるべきと考える。

問 18 政府に求めること

- ・国と地方の協議機関の設置を！
- ・国と地方による協議機関の設置（2件）
- ・地方と国の共同による推進機関の設置（3件）
- ・地方と国の共同による協議機関等の設置
- ・国と地方が共同で道州制協議機関の設置（2件）
- ・地方と国の共同による道州制協議機関の設置
- ・地方と国の共同による道州制推進機関の設置
- ・地方と国の共同による道州制推進協議機関の設置（13件）
- ・国・地方の役割分担を議論する共同の協議機関の設置
- ・国と地方が対等に議論できる協議機関の設置
- ・道州の枠を考えるための、地方を含めた協議機関の設置
- ・国と地方が公式に道州制について協議できる機関の設置(法制化により行う)
- ・あり方について、国と地方の協議機関を設置し、十分な議論を行うこと
- ・政府に地方の意見が正しく反映されるように地方と国の共同による協議機関を設置する。
- ・地方と国の共同による道州制推進協議機関を立ち上げ、強力に進めて欲しい。
- 地域により産業構造、歴史、文化は異なるので道州制はさけて通れない。
- ・将来の道州制の導入を見据えて、都道府県への権限移譲を進めていただきたい。
- 地方と国の共同による道州制推進協議機関の設置
- ・地方と国の共同による道州制推進協議機関の設置
- 基本的には地方6団体と十分協議することが不可欠
- ・地方と国の共同による道州制推進協議機関を設置し、地方の自主性・自立性の高い税制制度や

事務分担を早期に研究・検討する必要がある。

- ・地方の意見を聞く場、国民的な議論を深める場として、地方と国の道州制に関する協議機関の設置
- ・地方の実情を考慮したものにするため、地方と国の共同による道州制推進協議会の設置が必要と考える。
- ・地方と国の共同による道州制推進協議機関は必要と考えるが、地方でも県まででなく、市町村を含んで設置し、道州制となることによつての市町村への影響も明らかにする。
- ・小規模町村にとって、現在の県組織は必要であり、道州制も時代の流れとは思ふが、地方の小規模町村にも目の行き届く様な体制が必要であり、地方も含めた協議機関が必要。
- ・道州制論議以前の合併にさえたどりつけない自治体もあります。合併したくともできない自治体（特例）に対する対応を先ず考えていただきたい。

道州制については、そののちきちんとした協議機関をもうけて、国だけの考えだけでなく地方の意見というものをよくきいてほしい。

- ・地方からの提案型とし、共同で進めることが重要であると考えます。
- ・道州制推進協議会の設置
- ・都道府県における道州制推進協議会の設置
- ・地方と国とが対等な立場で議論できる「道州制推進協議会」等機関を設置してほしい。
- ・地域住民に対して、もっとも身近な基礎的自治体の声を生かすため、地方六団体をはじめとする地方道州制推進協議機関の設置
- ・地方六団体等が参加する、道州制推進協議会の設立。国民の意思を実質的に反映させる制度的配慮が求められる。
- ・地方の意見が反映されるよう、特に現在の県境等に位置する市町村の意見を聞く等のことを配慮する必要がある。

その意味では市町村の代表を含めた地方と国との共同による道州制推進協議会の設置が必要である。

- ・国・地方の業務の見直し、行財政の適正化について、国と地方が協議できる検討組織の設置を望む。

今後は、合併が進み規模や能力が拡大した市町村が、都道府県の仕事の多くを担うようになる。このため、都道府県に対しては、さらに広域的な観点からの仕事を求めることとなる。また、都道府県と国の出先機関との二重行政の無駄をなくすことも重要である。

- ・これまで市町村合併を推進してきたように、例示にあるような「道州制推進特別委員会の設置」、「地方と国の共同による道州制推進協議機関の設置」等、具体的に検討を進めることが必要である。

市町村合併がまだ不十分な実施状況なので、今後さらに市町村の合併により自立を促進し、基礎自治体としての財政基盤を強化する。

- ・地方と国の共同による道州制推進協議機関の設置

現在、国民レベルでの道州制の議論は行われていないのが実情と考えます。地方制度調査会の答申や全国知事会の最終答申書のとりまとめが、新聞記事として掲載されているが、今度は国と地方が共同して推進協議機関を設置するなどして国民レベルでの議論を活性化していただきたい。

- ・道州制については、区割り論などの制度設計を先行させた議論が行われていますが、道州制そのものの必要性、さらに将来の国や地方の姿というものが示されなければなりません。そのためには、国の役割と権限について突っ込んだ議論がなされるような機関を設置するとともに、

そのなかで地方公共団体の意見も反映させることができるような体制が必要であると考えます。

- ・分権型社会を構築しようとする道州制度は、国と地方のあり方と両者の関係を根本的に見直し、住民ニーズに応じた行政運営を推進するもので、権限移譲や財源配分の見直しなど、地方（基礎自治体）と国が共同して検討・協議できる機関が求められる。
- ・国の主導ではなく、国と地方が対等な立場で議論・協議できる仕組みが、先づ必要。
- ・地方分権、税源移譲、財源調整手段の確保などの議論をより進め、その先に道州制を位置付けるよう道筋を立てる意味からも、地方と国との協議の場を設けるべきである。
- ・国と地方の役割を明確にし、その役割に応じた制度を導入するため、国と地方6団体による役割検討会及び制度検討会を設置する
- ・道州制導入により、地方に新たな負担を求めるような施策はやめてほしい。
当然、地方と国の共同による協議会は必要と思われる。
- ・単なる都道府県合併に終わらないように「道州制」の意義・目的等を議論する場に、地方の声を反映させるための委員会等の設置。
- ・国、都道府県、市町村が参加した協議会を設置し、国と地方の役割の抜本的見直し、法的整備等長期的な議論の積み重ねが必要と考える。取り組むための検討に着手を。
- ・国・県・市町村による協議の場を設け、道州制における基礎的自治体の役割りやあり方を議論してもらいたい。
- ・地方と国と民間による共同での道州制推進協議機関の設置。
各県内を3つほどに大別したうえで、道州制を進めていくなどのプランを公表していくべきである。
- ・基礎自治体や広域自治体も参加した検討会議の設置
- ・道州制「ありき」では無くその要が有るかどうかから議論すべきだ
その上で地方と国の共同機関を設置すべきだ
- ・道州制にした場合の地方制度の明確な提示のための法の制定。
地方と国の共同による道州制推進協議機関の設置
- ・道州制導入のための推進法を制定し、地方と国の共同による道州制推進協議機関を設置すべき。
- ・道州制基本法の制定（3件）
- ・道州制の推進法制を整備する。
- ・道州制基本法等の一定の基準の制定。
- ・道州制推進特別委員会の設置（3件）
- ・中央省庁を交えた特別委員会の設置
推進法を制定し、目標時期を明記
- ・法整備により早急に制度を構築すべきと考える。
- ・法整備をはかり、目標を定め強く進められたい。
県にとっては、自分の安泰とした組織が無くなることは耐え難いことであり、県の意見を重視したら進まない。
- ・地方分権改革の推進
道州制の基本的な制度の確立
- ・特別計画の制定
- ・国の政策形成への地方の関与・参画の制度化
- ・地方制度調査会による一歩も二歩も踏み込んだ議論
- ・政府広報によるPR
- ・国民的理解を得る努力

- ・国民的議論がなされるよう取組みを進めていただきたい。
- ・道州制のプロセスの中で国民的議論への発展をさせる事
- ・道州制の議論がもっと国民の間でなされるような環境作りが必要。
- ・道州制推進特別委員会を設置、定期的な会合を開き県民の気運を盛り上げるべき。
- ・道州制の議論の発信もととなる組織・機関を設置する(道州制ありきを前提とするものではない)
- ・道州制の導入が国民にもたらすメリットや課題を明確に示すなど、その必要性や有効性に関してできる限り分かりやすく国民に提示することが必要。
- ・道州制に関わる検討課題は、国の政治行政制度のあり方や国と地方の行政組織のあり方など広範にわたり、国民生活に非常に大きな影響を及ぼすものである。
したがって、政府には、引き続き道州制についての検討を進めるにあたり、国民的議論の深まりに資するよう適切な役割を果たしていただきたい。
- ・国民にもっと道州制について感心をもってもらうことが重要であり、その為には国民にどのような影響が考えられるのか、現行制度との比較等をわかりやすく説明し、メリット・デメリットを明確にしてほしい。その上で道州制の基本理念、プロセス等規定する推進法の整備を図ってほしい。
- ・小規模自治体にとって「道州制導入」がどういう意味があり、どういう影響があるのか不明。まず、何がどうなるのかの説明を望みます。
- ・第28次地方制度調査会も答申している通り、国民的議論なくして道州制の実現はあり得ないので、強力なリーダーシップのもと、そのような機会が設定される必要がある。
- ・各地域において関心を持たせ、議論をしていくため、シンポジウム、セミナー等仕掛け開催していくことが大切と考える。
- ・住民に道州制導入の問題を提起し導入にかかる課題の対応策などを検討できる組織の設置
- ・急がずに地道に議論をつくすべきであり、道州制についての情報提供を進めるべきである
道州制の議論とともに、地方へのさらなる権限及び税源の移譲等を並行して進めていく
短期、中長期の分権改革の計画を策定する
- ・地方(住民、国民)の意見を取り入れることができる制度、機関が必要
- ・国民から声が上がるのを待て
- ・道州の区域について、地元の意見を十分取入れること
- ・どの道州に属するかは市町村の意志が反映されること
- ・州の編成にあたっては、県意見ではなく市町村の意向を聞くよう求める。
- ・目標を5年10年と決めて議論を
- ・国の一方的な押し付けでなく十分な議論を
- ・地方六団体等、地方の意見を十分に尊重し、簡素で分かり易い制度の導入に努めてほしい。
- ・道州制論議にあたっては地方からの声をまず最優先すべきと考える。
政府主導で推進するとすれば、地方分権に逆行するのではないだろうか。
- ・道州制導入の目的及び必要性や政府が道州制を導入することにより、国の役割、地方の役割をどのように考えているのか、示す必要がある。現在は「道州制」という名称及び区画割り作業だけが先行しているように思われる。
- ・国と地方の役割をどうして行くのかが先決
- ・国と地方の役割について明確に示すこと。
- ・形より中身の論議を
道州・国の役割を決めなければ、基礎自治体の規模も決まらない
私は、自治体はなるべく小さくすべきと思う。もちろん、仕事も軽くして。

- ・住民と直接かかわる地方自治体の現状を十分に把握したうえで検討を進めてほしい。
- ・道州制の検討にあたっては、①住民の視点②地方分権の視点③財政の制度的裏付けが重要であり、また、道州制導入の一方で基礎自治体のあり方も考えていく必要があることから、事前に専門家による協議機関の設置や地方との十分な協議を行ってほしい。
- ・国で行うべき事務の範囲と経費を示したうえでの論議
- ・中央省庁の解体・再編を視野に入れた抜本的な役割分担の見直しを提案すべきである。
その上で、道州が担うべき具体的行政分野と権限を明らかにするとともにそれに見合った財源を確保すべきである。
- ・（中央政府の役割と財源・道州の役割と財源・市町村の役割と財源）の整理と、この国のあるべき姿を描き出すことが先決
- ・道州と市町村の権限の調整と同時に財源の配分を行うこと
- ・道州の役割や権限を踏まえた税財政制度の検討
道州制移行を踏まえた大都市制度のあり方の調査研究
- ・国の歳出削減のための手法として道州制を考えるのではなく、新しい道州が財政的に安定できるまでの税源移譲をすべきである。
- ・枠組みだけを決め、性急に道州制の導入を行うのではなく、地方の意見を聞きながら、国と地方の権限整理を明確にした上で慎重に議論を進めていただきたいと考える。
また、道州制の議論と同時に、国が抱える財政赤字の問題は国家公務員の削減問題に対する対応策も議論していただかなければ、国が抱える問題を地方へ分散するだけに終わってしまう可能性もあり、その対応も政府が行うべきと考える。
- ・現在の我が国は、中央集権的な法律が多すぎる。従って、細かいところまで法でしばってきた歴史が長く、住民自らが条例をつくっていくという姿勢が育っていない。政府は外交、防衛など国としての最重要課題をしっかりとしなければ、一流国になれない。道州制のなかで国会議員の数を減らし、代議士が県議や市町村長の公約と同じでは、心配だ。
- ・効率化ばかりを求め、地方ばかりに負担を強いることのないように
- ・道州制は、分権と国の統治構造改革の両方に軸足を置いた構想であると考えてるので、分権改革が不透明なままでの議論はさけるべきである。
東京都を含めた州は、人口が約3千万人あり、財源も集中する懸念がある。制度設計が不十分なままでの議論には無理がある。
道州制が市町村の活性化につながる具体策がなければ、人々の関心が集まらないのではないかな。そのために必要なのは、着実な分権改革であって、現在の国の負担を地方に押しつけるような形での道州制では意味がない。
- ・国の多くの権限を適切に地方に移譲するため、地方と国が共同で協議する機関を設置して、道州制の導入を推進すべきだと考えます。
地方だけの1人負け、国だけの1人勝ち、もっての他だ！！地方の自治体だけに負担と責任を押しつけるな！政府は、新しい・明るい国づくりを提唱するなら、道州制を率先して改革を進めることを、地方に規範となる様その姿勢を示せ。
- ・道州制導入の議論の前に、基礎自治体の権限、財源、責任の強化を進め、真の住民本位の地方行政の確立を実現することが肝要。県も道州も畢竟二重行政の譏りを免れない。
- ・問11と同じ（道州制と市町村合併は一体のものであり、同時に検討すべき）。
- ・まず第一に、今の都道府県制度の中で改正改良すべき点が山積みしている。それらを徹底的に見直し足元を固めてより、次のステップとして対応すべきである。
- ・道州制の前提として、市町村と県（道州）の役割分担、財源区分をどうするかが整理されなく

てはならない。一般行政を基本的に市町村へ権限、財源と共に移譲する必要がある。（このため、市町村の規模も、内政をやりきれるように或る程度、大きく充実させる必要がある。）

- ・道州制の導入に当たっては、まず地方分権のさらなる推進が前提条件である。税財源と権限を国から移譲することが必要であり、国の関与の仕組は現行制度を維持するとした地方制度調査会の答申は納得できるものではない。地方分権推進委員会のような組織を立ち上げ、まず基礎的自治体の税財源と権限の制度的強化を図った後、道州制への移行を進めるべきである。
- ・中2階の県の組織をどのようにするのか、地方自治体の職員が配属されても困るのでは、、、何か新しい国の機関を作って、そこで働かせてはどうか？
森林整備隊、老人介護隊など、中山間農業支援隊、、、
- ・道州制の定義が定まっていない中での議論は困難である。
- ・現段階では政府にどのような対応を求めるべきか、判断できない。
- ・道州制について積極的に取りくんでいないので特になし
- ・道州制を積極的に進める考えにないのでコメントしない

問 19 国民的な議論にするために今後期待される取組み

- ・道州制に移行することによって、国民生活にどのようなメリット・デメリットがあるのかといった事について、より具体的に分かりやすく PR することが必要ではないか。
- ・国と地方が共同して道州制推進協議会等を設置し、国と地方の統一した道州制のあり方をまず国民で提示するべき。その上で道州制の導入におけるメリット・デメリットについて国民との対話集会を設け全国的に議論する必要があると考えます。
- ・①道州制の導入は、中央政府の解体・再編とセットになって、地方制度の整備ととらえるべきと考えます。
②住民にとって、サービスの提供者が中央政府から道州制府へと替わるだけではメリットがないので、まず最初に、住民にとって道州制のメリットは何かを議論すべきと考えます。
③道州は、広域的観点からの事務等、最小限の事務を担うこととし、住民に身近な事務は、基礎的自治体優先の事務配分とすべきと考えます。
- ・メリット・デメリットの明確化
- ・民間レベルでの議論、広報の場を工夫凝らしながら設けること必要である。あまり結論から「ありき」で入るのではなく、メリット・デメリット、また世界各国のあり方も含めて、日本の将来を語り合うなど、知ってから議論していくことが大切と考える。
- ・国・地方の現在の状況を広く国民に伝え、現況のままでは、国・地方共に先行きが無い（先進国としての地位を保持するためには、一歩先を行かなければならない。）事を理解してもらう。また、道州制導入によるメリット・デメリットも含めて広報していく必要がある。（国民会議のようなものを開催する。）
- ・現在、そして将来にわたって続くであろう共通の課題である少子高齢化、子育て支援、介護予防などの観点から、道州制の必要性、メリット・デメリットを広報してゆく。
最終的には国民投票を視野に入れ、様々な議論をマスメディアを通じて報道するなどの取り組みが必要であろう。
- ・道州制のメリット・デメリットを国民に分かりやすく分類し、なぜ道州制が必要かを明確に示し、国民一人一人が考えることができるよう、こまめな PR が必要ではないか。

- ・合併が進まない長野県では道州制まで考えが及ばない。メリット、デメリット、どこの県と一緒にするのか、ある程度具体的にしないと、議論は高まらないと思う。
- ・道州制のメリット・デメリットを分かり易く説明していくこと
- ・道州制の導入が国民にもたらすメリットや課題を明確に示すなどその必要性や有効性に関してできる限り分かりやすく提示するためのシンポジウムや講演会の開催などの広報活動の積極的展開。
- ・道州制の導入が国民にどのような影響を与えるのか、そのメリット・デメリットを明確に示して道州制の具体像がイメージしやすいよう、分かりやすい形で国民に対し情報の提供や啓発等を行い、さらに議論できる機会を設けていくことが必要と考えます。
- ・道州制による国民生活の変化を具体的に示した形での PR が必要ではないか。
国民にとっては、都道府県の仕事が、自分たちの生活にどう関係しているかを具体的にはイメージしづらいということが、関心を集められない一因ではないか。足がかりが少ない状態で、国民に議論の高まりを求めるのは難しいと思われる。
今後は、道州制の導入により生活の変わる部分・変わらない部分、及び行政がメリットとなると考えている事項を具体的に示し、それを国民に諮っていくということが、必要になってくるのではないかと。
- ・現在想定されている道州制は、国と都道府県との間の役所間のやりとりが主であり、一般国民が関心を持つようなものではないのではないかと。導入することにより何がどう国民に影響があるのか明示すべきである。
- ・道州制を導入することで、国民の生活がどのように変わるのか、具体的な内容、シミュレーションを示すべきである。又、国と地方（道州と市町村）の役割、権限について、スリム化することで無駄を省き、不公平感のない国民に分かりやすい、魅力ある道州制の導入が必要である。その中でも、税財源は、国民の生活に直接密着している地方に、充分移譲されるべきである。
- ・国及び道州・市町村の役割分担を具体的に示し、地域の住民生活がどのように変化するのかのイメージを示す必要がある。
- ・道州制実現により、国民の生活にどのように影響するかのシミュレーションを行い、幅広い議論が必要。
- ・国や地方の行政制度としてだけではなく、道州制の導入による国民生活への影響などを具体的に例示。
道州制を導入しない場合の国民生活への影響を具体的に例示。
これらを国民が比較、判断し、意見を提案できる仕組みづくりが必要。
- ・国民には、まだ道州制が導入されると何が変わるのか理解されていないと思うので、具体的に何が変わるのかを国民にわかりやすく提示することが必要だと思う。
- ・国民(住民) に対して道州制を導入することにより、現実問題として、何が変わり、何が変わらないのか、といったような情報を提供していく必要がある。
- ・道州制に伴う地方分権社会の推進により、地域の実情に応じた行財政運営が期待されるが具体的な施策をより明確にすべきだ。
- ・道州制の意義等について、国民に対する PR が必要
- ・なぜ道州制にしなければならないのか国民への透明性実現
- ・具体的なビジョンを早く示すこと
- ・行きつく先を分かる形で示す
- ・国民にとってわかりにくいため、道州制の具体的効果をわかりやすく示すこと。

公務員削減

二重行政の解消など

- ・道州制の導入に関わる議論を進めていく際に、詳細をわかりやすく示し、理解を深めてもらう必要がある
- ・住民を対象としたタウンミーティングを各地で開催する。
- ・各市町村ごとに国によるタウンミーティング等の開催
- ・タウンミーティングを数多く開催し、道州制についての理解を深めることが必要。
- ・愛知県が実地している「地方分権タウンミーティング」のような事業を拡充し、広範かつ継続的に実施していくことでしか国民的議論の高まりは期待できない。
- ・国においては、タウンミーティングの実施。都道府県や市町村においては、市民県民とのトークの実施など内容の説明を含めて、十分な情報交換の実施機会を設定する。
- ・全国各地において公聴的方式で議論を広めかつ深める
- ・シンポジウムの開催
 - ・ 1、基礎自治体である市町村で広報周知徹底
 - ・ 2、県・市町村レベルでの懇談会の開催
 - ・ 3、国における政策論議
- ・全国各地によるシンポジウムの開催、TV 検討
- ・各メディアを使った情報発信により、透明性の高い議論を進めていくことが必要。そうした中で国民に対し、道州制の導入によるメリット・デメリットを正確に伝えていくことで、国民的な意識が高まるものと考ええる。
また、国民の意識醸成を見つつ、タウンミーティング等により国民が直接意見を政府に伝える機会が増えれば、より国民的議論が高まるのではないかと考える。
- ・過日、福岡市でタウンミーティングが行われたが、全国的に行う必要があると考える。
- ・タウンミーティングも行われているが、都道府県が主体となり、各市町村の住民代表からなる協議会を設置する。同時に知事と首長からなる組織を設置し、協議会を円滑に運営する。
各市町村は住民へ情報発信に努める。
- ・問 18 のような協議機関によるとりまとめを国民に対しパブリックコメントをした上で、タウンミーティングをきめ細かに行う。また TV での討論を行うなどが必要。
- ・住民が身近な問題として捉えることができるよう、オフィシャル・ホームページの開設、各地域でのワークショップ等により、まずは情報提供に努める必要がある。
- ・道州制の導入について今何が議論されており、何が問題なのかを国民がもっと知る機会をつくるべきである。
シンポジウムの開催
議論をマスコミが中立に取りあげ報道する
- ・マスコミを使った国民に対する情報提供
- ・マスコミ等により、広く国民に制度の周知を図る
- ・時間をかけて研究・討議を重ねその情報を分かりやすく国民へも提供して行く
また、マスコミ等での取り上げに加え、トップクラスによる国民への説明責任が果たせるよう取り組みをする。
- ・身近な事例等をあげ、道州制の導入を考えていただくために、新聞やテレビ等で PR する取り組みなどが必要ではないかと考える。
- ・新聞を通じて、全国に道州制の問題について、キャンペーンを行ってはどうか。（1 年間位かけて）
- ・積極的な情報の公開

- ・道州制の必要性のPR
- ・広範囲に広報等を進める
- ・ホームページの充実等積極的に情報発信を行う。
- ・道州制の形体、メリット・デメリット等、マスコミ等を通じ、広報していく。
- ・関心をもってもらとりくみ(国だけでなく地方の人間に勉強する機会を与える)
- ・住民アンケートなどの実施
- ・具体的にイメージできないが、アンケート調査も必要。ただし、出来るだけ簡易に誰もが答えられるように考えることが必要。
また、マスコミの利用は、マスコミが世論をつくってしまう傾向にもあり、注意が必要。
- ・経済は一流、政治は三流とする世界の評価をそのまま是認するつもりはないが、国民的議論、欧米の個人主義に片寄らない民主主義の理解と普及は国づくりに不可欠だ。例えば、ランダムなモニター制も検討することも一案でしょう。
- ・道州制のあり方、メリット・デメリットを地方のレベルにおいてもパブリックコメントを求めて議論する。
- ・地域ごとに議論できる協議会を設置し、その意見を取りまとめる組織を新設する。
公聴会、パブリックコメント等の実施。
- ・新聞などの意見広告や議論に市民が参加できるシクミを作ること。
- ・地方を含めた議論をしてゆく中で、情報提供を増やす。
- ・現状の組織の中での更に情報公開（国民の解り易い）
そして比較、第三者的立場での原因説明外
47 都道府県の比較競争 究極の原因追及
それらを踏まえて次のステップへ
- ・問 18（（中央政府の役割と財源・道州の役割と財源・市町村の役割と財源）の整理と、この国のあるべき姿を描き出すことが先決）に同じ
- ・国・地方との合同推進会議等の設置
- ・地方議会議員並びに国会議員と推進協議会を設置して十分に協議後、住民に意見を求める
- ・市町村行政の責任を持つ首長の考え方や意見を十分に取り入れ具体的な議論を積み重ねる中で、国民の判断を得るようにする。
- ・各都道府県に道州制研究検討会議を設置（産官学による）
- ・国と道州との関係だけではなく、道州と市町村あるいは広域連合等のあるべき姿について、シミュレーションや議論を深める必要がある。
- ・小規模町村を含めた取組みが必要と考える
- ・自治体の自立が必須。このためには、権限・財源委譲を強化すべき
- ・中部にしても関東にしても中心にはなりえない。やがて導入されるであろうが議論は？
- ・法制化など国が本腰をいれて取り組む姿勢を明らかにする必要がある。
- ・国と地方の役割を明確にし国民に示す。その上で必要な制度、組織案を国と地方6団体で検討し、広く国民に示し、意見を求める。メディアと協力して国民的議論を高める
- ・「米百俵」発言式のがまん、苦労を強いる様なことなく、明確で明るいイメージを示すことが出来れば良い。（道州制により未来が明るいとは思えないが）
- ・憲法論議を高め、改正のなかで行うことが必要。9条だけの問題にしている今の風潮ではダメであると思う。
- ・道州制と地方分権改革の議論を並行して進め、短期、中期、長期の改革工程を明確にする。
- ・道州制をはじめ、地方自治制度改革について、中央政党のマニフェストに記載され、議論され

るよう働きかける。

- ・ 地方においても、たとえば県レベルの選挙でローカルマニフェストが示される等、住民に身近な問題として認められる状態となることが望ましい。
- ・ 北海道を例に先ずやってみて下さい
- ・ 道州制モデルケースとしての「道州制特区」の活用
- ・ 特区・モデル導入などの活用
新地方分権一括法の制定など
- ・ 公務員制度改革を前面に出して国民の理解を求めていく。
- ・ 問 11（道州制と市町村合併は一体のものであり、同時に検討すべき。）と同じ
- ・ 「地方で出来る事は地方に」と言うのであれば、税源と権限の移譲をまず進めるべきではないだろうか。きちんと実行すれば、道州制を導入しなくても中央政府の仕事や役割はスリム化していくはずと考えます。
- ・ 国民世論の高まりに向けての十分なプロセスを
- ・ 住民にとって一番身近な市町村の意見を良く聞いて進めるべきである。
推進協議機関には国家公務員は加えない方がよい。
- ・ 「官から民へ」の小泉政権の努力も結果的には官僚の壁があり不十分に終わっている。
従って国家公務員の意識改革を行うべきである。
- ・ 少子高齢化等激動する社会にあって、住民サービスのレベルを維持することからも、もはや県の存在さえ個々の住民にとっては意味のないものになっている。
国が強い力をもって、主導すべきである。
- ・ 日本という国は、豊かになったものの「地方自治」という思想が定着していない。お金がない自治体はダメといった風潮があるが、これだけ人口や富が偏在すれば、お金がない所もある。
まず、自治意識を高めるために、行政サービス単位を小さくすべき（いろいろな手法をもちいて）
- ・ 地方分権は国が言うほど進んでいない
道州制の導入以前に、地方 6 団体が提言している「新地方分権推進法」の制定、「地方行財政会議」の設置等により、国と地方の役割分担を明確にすることが必要。
- ・ 市町村合併の論議同様、単なる自治体の数の削減とならないよう、日本の国土全体の発展という視野に立って導入に向けた世論動向を把握し国民幅広い意見集約とスキームづくりを望みたい。
- ・ 先ず、道州制により想定される課題について具体的に提起し国民的議論の中で、その実現を図るべきである。
- ・ はじめに道州制ありきではなく、地方制度、とりわけ都道府県行革の議論を高めるべき。その結果として、県の縮小や道州制の案があるということ。
- ・ 各都道府県単位で議論するスキームをつくること。
憲法改正に匹敵する位の内容だと思うので国民投票という手段も 1 つの選択肢と考えます。
- ・ 正しい考え方、正しい情報を末端まで浸透させること
- ・ 政治の決断では、、、住民には関心がないのでは。
行政の無駄をなくすることには国民は賛成では、、、
- ・ 各層、各界での議論とその公開
- ・ 政府において幅広い見地から検討を進める。
- ・ 国民に広く周知し、議論を高める必要がある。
- ・ 既存の都道府県の枠組みにとらわれない、自由な論議の保証

全国の市町村から意見を求める（市町村には、住民の意見を聞くことを義務付ける）

- ・関係県の首長の定期的な情報の交換・広域な施策等を協議の場を設けていく。
また広域的なイベントを共同で実施していく。
- ・インターネットやデジタル放送の双方向サービスを利用して広範な議論を行うべきである。
- ・道州制推進法の制定など道州制検討を進めるにあたっては、徹底した国民的議論が行われる仕組みを作った上で、その議論の成果に、政府・各省庁への拘束力を持たせるなど、実効性の或る仕組みを確立すべきである。
- ・国と地方の役割分担や住民の生活への影響が具体的にどのようなになるのか、地方自治体や国民のみなさんにわかりやすく説明し、広範な議論を展開していくことが必要であると考ええる。
- ・地方自治体（県・市町村）が主体となりそれぞれ地域の議論による意識を高める
- ・道州制については行政においても市民においても明確な共通理解を十分に得られていないので、まず基礎自治体である市町村間での十分な議論を進めるとともに、行政サービスを直接受ける市民レベルでの広範かつしっかり時間をかけた議論と広域的行政制度の具体的な検討が必要
- ・道州制の実現を目指して検討を進めるためには、住民の理解と支持が必要であることから住民が中心となる議論の場をつくり、国のあり方、地方自治体のあり方、社会全体の再構築等についても議論し、住民参画の姿勢を示し推進する。
- ・地域自らがどんな地域にしたいのかその発言がない限り道州制の実現はない。そのための施策をお願いしたい。
- ・道州制を導入して行う事務・事業の内容や、その財源を示して、具体的な行動が必要と考える。
現在の都道府県単位の事務・事業で広域化するものと、現在の国の事務・事業を分割するものと、もっと国民に提示する必要がある。
- ・道州制実施時期の公表
- ・市町村合併の時のような資料を国民に提供すべきである。
- ・基本的方向性や方針を示すことで、認識が出てくる。未だ一部の議論でしかない。
- ・州政府の権能のPRと県の役割の論議を
- ・地方自治を進めて行く上で原則賛成であるが、余りにも漠然とした提案でしかないため、良く分からず、国民的議論にまで高まっていないという現状がある。現在、9・11・13に区割りする案が示されているが、もう少し、いくつかの区割り案を示すことやどのような権限が移譲されるのか等、より具体論を示すことが必要ではなかろうか。
- ・道州制へ移行する場合に基礎自治体の定義と役割（事務委譲の範囲を含む。）を明確に示すこと。
- ・前問でも述べたように、川下である市町村の権限移譲、税源移譲等の議論が進み、市町村の今後の姿が具体的にないと、住民に実感が湧いてこないのではないかと思います。
- ・道州制の導入の議論は、中二階的存在の都道府県のあり方を問い直すことであるので、都道府県を廃止することの是非をまずそれぞれの都道府県民が論議し尽くすことが第一義であり、それはそれぞれの議会の場で行われるべきことだと思う。
- ・道州制は、生活と密接な関わりがあるということを、あらゆる情報媒体を有効に活用し関心を高め、真の地方自治実現のための議論を喚起する。
- ・道州制によって、簡素で効率的で市民の皆さんが夢や希望が持てる様な議論がされれば、着実に進む。
- ・国民議論の高まりを期待するには、国民に制度のしくみをまず理解してもらう必要がある。住民に最も身近な行政主体である市町村が住民への浸透を図り、県や政令市などが市町村の意見を集約して、道州制の骨組みを組立てていく等、行政間の縦割り分担が必要と考えられる。

- ・市長会等でとり組む
- ・官庁、国会議員の縮小（数・権限）を伴うため、各種の強烈な抵抗が予想されるので、首相等の強力なリーダーシップが必要である。
- ・戦後、我が国の地方政策（戦略）は、一極集中から多極分散型への移向を視点に各種政策がとられてきた。しかしながら、その多くは挫折してきた。
国民への解りやすいビジョンを提起しなければ、議論の高まりは期待できない。
- ・道州制は地方制度の根幹に係る問題であり、国民各層における広範な議論の動向を踏まえて道州制の導入に関する判断を行うべきですが、国民的議論の高まりを実現するためには、どのような取り組みが必要であるとお考えですか。
道州制の導入に関する判断を国民各層に問う以前に、「住民に身近な行政は住民に最も身近な基礎自治体が担う」という地方分権の実を、住民が実感できるようにすることが重要である。そのためには、現行の道府県制度のもとで、道府県からの事務権限の移譲やそれに伴う財源移譲を行い、住民の地方分権型社会への気運を盛り上げることが必要であると考えます。
- ・道州制を推進するためには、すべての市町村を政令指定都市にすることが理想であることを PR すべき
- ・10 年待て

問 20 自由意見

- ・表面だけの地方分権でなく、名実ともに(財源も含め) 地方分権となることを望む
- ・明治維新より 130 余の年月を経ているが幾多の困難を経て現在に至っている。権限が中央に集中している制度的疲労と不備が見えて来たとし、論議を超えて重大な制度改革の必要性を、検討すべき。
- ・広域行政組合推進から合併推進に方向転換した
再編には慎重を期すべきであり、しっかりした方針で望むべき
目下の地形考えた場合、小さな地方行政と広域行政組合が最良
- ・国庫補助負担金の改革、国の規制、関与を縮小、地方の自主性を高める。分権改革の推進、地方税の拡充。
- ・基礎自治体である市町村は、住民に最も身近な行政組織であるため、行政の効率性のみを重視するのではなく、地域の実情に合わせた形での行政運営が必要だと感じている。
- ・地方に各種の行政事務を移していただいてもいい。但しその分きちんと財源もいただかないと事が出来ない。
市町村は直接住民と向き合って行政サービスを行っている。国県も自ら司る政事に対してもっと真摯にあたっていただきたい。
- ・なぜ規模を大きくするのか。大きな強い組織に身を委ねていくのは、企業なら理解できる。
人間を相手の行政サービスは、きめの細かさやある程度の範囲でのルールが必要。道州はいいが最前線のサービスは、やはり小さくすべき。そのために現在の地方交付税制度が必要（額は別にして制度が必要）
- ・中央が何でも一律に決めずに地域の実情にあった選択を認めていくというのが地方分権の思想でありますし、三位一体改革の基礎であったと思います。そのことを念頭に地方行政制度など進めてもらいたい。
- ・中央集権が生み出した一極集中や地域社会へもたらした弊害を道州制という形で改革できるのかどうかを十分時間をかけて議論するべきだ。

- ・ 地方行政制度の構築に当たっては、地域住民のニーズに応じた地域ごとに最適な政策の企画・実施を可能とし、地方分権改革の効果を実感できる仕組みが必要となることから、住民自治の理念に沿った制度設計が必要である。
- ・ 地方分権一括法の執行により、国の果たすべき役割が限定されるはずであったが、現実には国と地方の役割分担は不明確なままとなり、地方分権の言葉だけが独り歩きして、真の分権改革は達成されていないように思う。地方が真の自立を目指し、自らの判断と責任で地域の課題を解決し、行政運営を進めようとしている中で、国としては地方のことは地方に任せる姿勢を明確にさせていただき、地方への協力体制を整えていただきたい。地方が振興するために不要な規制については、緩和していただくことを望むものである。
- ・ 当面の分権改革である権限や税源の移譲を進め、地方がその地方の実情に応じた行政運営を行えるような土壌づくりを優先すべきである。
- ・ 地方行政制度については、地方制度調査会が答申を行い、法改正等を行っているが、この地制調は総務省が所管している。真に自治・分権型の地方制度の確立に向けて、6団体が共同事務局を担うなど、地方行政制度のあり方の検討体制を見直すことが必要。
- ・ 道州制の制度論はある程度進んでいるが、国のかたちを決める役割分担、それに伴う財源のあり方などが後手となっているため、一体の議論を深め、制度設計すべきである。
- ・ 三位一体の改革は、方向として大賛成。今後は税源の国・地方への配分割合を仕事の実態であった4：6にするとともに、権限も地方に移し、市町村中心の分権社会を構築すべきである。
- ・ 地方分権のための各種制度改正が、国の都合のよい部分のみ先行している感がある。特に税財源の移譲については、早急な対応が望まれる。
- ・ 交付税の削減について削減ありきであり、地方に負担を強いるもの、地方6団体が提言している地方共有税など新しい調整システムが必要。
- ・ 日本国内には「中央と地方」「若者と高齢者」の対立構図が生まれつつあるような議論を危惧する。
地方行政制度については、真に地方分権が確立できるよう権限委譲、財源委譲を行い、俗に言う3割自治にならないよう、国の関与を極力無くすべきであると考えます。
- ・ 本市は、3自治体での合併を行ったが、全国で市町村合併が進むと、都道府県の存在意義が薄れてくると考えられる。そのため、国民が道州制のあり方を議論できる体制づくりを早急に進める必要がある。
また、あわせて地方への財源委譲も検討する必要があるが、三位一体の改革として、国と地方の役割分担とその財源のあり方について議論がはじめられたことは評価すべきことであり、その議論を国民に示しながら、地方分権改革を国民的議論へと盛り上げる必要がある。
- ・ 地方自治体の事務執行に必要な財源の確保が必要
- ・ 所得税を初めとする国税と住民税を初めとする地方税については、計算方法についても異なるように、税の徴収からしても二重構造となっている。これを一本化してはどうか。
税で行うのか、料金で行うのか、国や地方公共団体で行うのか、会社等が行うのか。市町村の税収が三割しかなくても、行政ができる現在の仕組みの方が不思議である。
- ・ 1、道州制の導入、行政区域の拡大により、地域産業の振興策に地域間格差が生じること想定され、地方の財政力格差がより大きくなると考える。
2、このため、国から地方への税源移譲を確実に実行するとともに、地方交付税制度を存続させ、財政力格差を補完する役割を果たし、地方分権を推進することが重要である。
- ・ 道州制が導入された場合、一つの州の中に、今の県レベルの地域、その中に、現在の地区レベルの地域が設けられると思われるが、地方分権を考えていくならば、道州の予算の一部を県レ

ベルの地域、地区レベルの地域（広域）に分配し、それぞれの独自の施策に対して自由に使える部分を設けてほしい。

- ・現在の地方行政制度は、国が有って地方が有ると言う構図に何ら変化が無い。その証拠に地方交付税は、国の裁量（方針）によりどのようにでも成るのが現状です。もっと、地方に税源移譲し、国の方針によらない地方の責任と自覚を持って行政サービスを推進していく事が、真の行財政改革につながると思います。
- ・三位一体改革も、政府は3兆円の税源移譲したものの、小さな自治体にとって裁量がきかないものがほとんどのように感じる。我々地方側が主張する分権化とはかけ離れた結果に終わってしまう。
- ・地方交付税に依存する比率が多い当自治体、当然自主財源の確保に血のにじむような努力をしているが、立地条件等を含め大きなハンディを背負っていて思うにまかせない。そのため“出ずる”を制し無駄を徹底的に省き、例えば職員も類似自治体の57%。簡単なる地方の公共事業も材料のみ自治体で支給し住民が知恵と汗をかきしのいでいる。そうした中で地方交付税は、必要欠くべからざるもの。国家財政の現況を考える時は、減額は覚悟して更に努力するのは当然、しかし急激にやるのではなく長期指針を定め、我々にしても目標に向かって一層の取組み意欲の出るような方針にしてください度、一全国の弱小自治体が意欲の増す事が日本列島の真の活性化に結びつくー
- ・市町村合併・道州制ありきでなく、過疎対策等、日本国民が平等にサービスを楽しむことができるよう均衡ある国土発展の方策を検討すべきと考える。
- ・山間の小規模自治体の存続については、別に論議すべきである。一般論の論議で行った場合、小規模自治体は崩壊してしまう。
- ・道州制と合わせて、小規模自治体のあり方(広域連合化等)を検討すべきである。
- ・少子化対策が国・地方を問わず最大の課題ではないか。
単に子育てに係わる経済的対策だけでは、子供は生まれないと思う。
地方交付税は、都会から田舎への「仕送り」である、という浅論があるが、これは誤りだ。「都が頭なら田舎は臓腑である」徳富蘆花の言葉を聞いたことがある。とすれば「仕送り」どころか「臓腑」を活性化するための貴重な資源投資ではないか。
- ・都市の生活基盤、生活環境は、ひとえに地方(農村部)の持つ国土的な役割が極めて大きいことに改めて着目し、都市、地方(地方間も含む)の役割分担と財政措置の明確化と手立てを。
- ・国土保全・環境保全など生物的存立基盤を維持発展させるためには、経済至上主義に偏ることなく、国土の均衡ある発展が期待できるような、地方行政制度を長期的視点に立って構築すべきである。
現況のまま推移すれば、永い歴史と固有の文化を誇る中山間地の集落が、消滅の危機に瀕する恐れがあり、無縁墓が散在する地域が出現する。
- ・今一番問題となっている都市部集中型行政の弊害が、都市と地方との是正格差社会に拍車がかかりつつあるように思われる。日本国土全体が豊かになれる制度の確立と国民一人一人の地方に対する考え方の意識改革が必要な時期へ来ているのでは。
- ・地方の末端に位置する町村は現行の交付税制度が無くなったとしたら弱小町村は皆なくなってしまう。行政枠が大きくなればなるほど周辺地域すなわち地方には人が住めなくなってしまう。都市集中型となり居住バランスがくずれ国家の体裁が保てなくなる。
- ・①農業は国土保全のために絶対必要な産業である。食糧確保のために大規模農業を支援することも必要であるが、都市近郊の中山間地域農業は、水、空気、防災の面からも最も大切な役割を果たしている。

規模が小さいとの理由で見捨てられることは許されない。

②緑の島国日本は森林を守り育てることが必要で、自然に放置すれば良いというものではない。
荒れる中山間地域を今、国の力によって活力あふれる地域にしなければならないと考える。

- ・国民生活に欠くことのできない食料や水、空気など多くの資源を守っている町村が崩壊すれば、健全な国家の存立は維持できないと言って過言ではない。
- ・今までの良い点をなくさないようにしてほしい
- ・地方行政制度の基本、憲法第8章地方自治について議論すべきである
- ・国が本来行うべき行政と地方が担う行政をハッキリさせていくとの抽象的な議論のままである。それどころかこれがいつの間にか市町村合併推進にのみに利用されたと思う。結局、国の基本的システムを変えることには結びつかないのか。
- ・問11（道州制と市町村合併は一体のものであり、同時に検討すべき。）と同じ
- ・県を割ることは反対、出来るなら南関東圏が良い。
私達の地域は東京との繋がりが深いため。
- ・厳しい行財政状況の中、行政を執行している立場としては、道州制と言われても、なかなか実感が持てないのが正直なところです。
- ・たゆまぬ改革努力は必要であろうが、更なる市町村合併、道州制へと地方行政が追い立てられており、下りのエスカレーターをかけ登っている心地がする。地方行政は長いスパンで進めるべき施策であり、国に対しては「思いつき」で振り回さないでほしい、と言いたい。
- ・道州制を導入すれば国から道州へ、都道府県から市町村へと権限が移譲されることになりますが、その権限に応じて、きちっとした財源が地方へ移譲される必要があります。地方に負担のみを強いて国はこれまでの権限を固持する、というようなことのないよう今後の動向を注視していかなければなりません。
- ・国から地方にさまざまな権限を移譲する地方分権が進められているが、三位一体改革等により地方格差の拡大が懸念される。また市町村合併をふまえた今後の都道府県のあり方を今後検討する必要があると思われる。
- ・市町村合併も、合併効果が見込まれる大都市周辺市町村では比較的進まず、効果に比して様々な問題が懸念される過疎地の広大な町村ほど進んでしまった。地域の固有の事情を考慮しない画一的な制度の所為といえる。過剰で複雑な制度を求めるものではないが、結果を本来の趣旨に近づける補完的制度は必要と考える。
- ・道州制については、単に目先の区域割のみの議論を先行させることなく、国のあり方、地方自治体のあり方、ひいては日本の社会全体をどのように再構築していくかという視点から、国・地方自治体そしてそれを構成する国民・住民の活発な議論が必要である。
- ・財政再建、地方分権の趣旨は理解できるが、三位一体の改革も自治体の実態に応じ弾力的に適用すべきだ。
- ・しきりに格差がいわれているが、最も拡大した格差は、首都圏 VS 地方。ヒト、モノ、カネ、情報すべてが首都圏に集中。互いに“外国”のような関係。このままでは日本はイビツだ。
- ・地方六団体を窓口とした地方の意見集約は、実態を反映しているとはいえない面があり、違和感を覚える事が多い。
- ・当市が編入した旧町村はほとんどが過疎地域に指定されており、少子高齢化が進む中、益々深刻度を増している。当該地域の人口増加、企業誘致を図るためには、居住環境整備、道路等のインフラ整備、観光開発等の投資が不可欠である。過疎地域自立促進特別措置法の執行を平成22年3月31日に控えまだまだ同法の目的が達せられたとはいえない。今後も延長あるいは代替措置を必要と思う。

- ・大きな転換期に来ていること認識し、改革、制度変更を進めなければならないが、等しく国民にも理解して貰うこと必要である。
そのためにも例えば交付税のあり方にしろ財政健全化にしろ、国民からみて判りやすい場をつくり、その場で議論・協議すべきと考える。
あくまでも（国と地方）対等の中での協議に期待する。
- ・地方制度審議会と自治体との意見がかけ離れており、議論の対象になっていない。区割りについで言えば、「関東」という区割りは、余りにも大きすぎるのではないか。また、道州制導入にあたって、単に権限が移譲されるということだけでも駄目である。更に、長野県という特殊性もあるが、状況に応じては県という単位で区割りするのではなく、更に細分化し、市町村単位で行われることも必要ではなかろうか。
- ・最小の経費で最大の効果を上げる。そのため、不断の努力が必要であるが、急激で、住民が理解を示さないような状態での改革を次々と実施することについて、住民の心が離れていってしまわないか心配している。
- ・基礎自治体がある程度の規模をもってしっかりしていれば、県も道州も必要ない。住民のことは住民が選んだ首長と議会で決すれば足り、中間機関から指示、指導、援助される必要はない。そのためにも人口 10 万人以下の規模の市町村の合併促進が必要であり、それが（道州制ではなく）住民福祉の向上になる。
- ・広域市町村圏制度など、制度の必要性が希薄となったものについては、積極的な見直し廃止等が必要と思われる。
- ・今回の行財政改革は地方分権制度にそぐわない。すべて政府主導である。
- ・中核・特例市の権限強化と設立への誘導
- ・国は国づくりのビジョンを解かりやすく国民に示すべき。その過程をはっきり示すべき。三位一体の政策は、必要悪的なイメージを与え、地方自治に希望を与えることになっていない。中央集権の域を国民に示すに至っていないのではないか？
- ・地方は少ない自主財源をいかに有効活用するかを必死になって取組んでいる。
“もったいない”歳出をゼロにする。
- ・地方制度調査会、経済財政諮問会議などの意見・答申の丸含みが目につく。これではデモクラシーの下の政党政治の放棄である。政党政治を軌道に戻すことである。
（道州制前提の間には答えない）

V アンケート調査票

**これからの地方行政制度のあり方に関する市町村長アンケート
調査票**

●ご回答についてのお願い

- ・このアンケート調査は、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県の5県の全市町村長にお願いしております。大変恐縮ではございますが、代理の方がご記入いただく場合には、首長ご本人のご確認をお願いします。
- ・この調査の結果は、統計数値として集計処理いたします。また、今後のあるべき地方自治制度の姿について中部地域の市町村長のご意見を拝聴し、本会の今後の活動に反映させていただきます。なお、各市町村長の回答内容が、外に出ることは一切ございません。また、アンケートの結果を本調査の目的以外に使用することも一切ございません。
- ・ご記入が済みましたら、6月21日（水）までに、同封の返信用封筒にて返送して下さいますようお願い致します。
- ・ご回答に先立ち、市町村名、回答者（首長）名、問い合わせ先をご記入下さい。

市町村名		回答者名	
------	--	------	--

問い合わせ先

担当課・役職		氏名	
TEL		FAX	

※今回のアンケートに記載いただきました氏名、担当課、電話番号等の個人情報につきましては、厳正かつ安全に保管・管理し、本会から貴市町村へのアンケートに関わる情報の問い合わせ以外には使用いたしません。

- ・ご不明な点などございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

ご連絡先：社団法人中部経済連合会

企画部 林、盛永

〒461-0008 名古屋市東区武平町5-1 名古屋栄ビルディング 10階

TEL：052-962-8091 FAX：052-962-8090

I 市町村合併について

問 1 ※旧合併特例法下および合併新法下において、市町村合併を行った市町村は問 1-1 に、市町村合併を行わなかった市町村は問 1-2 にお答えください

・問 1-1 合併をした理由

貴市町村が合併したのはなぜですか。適当なものに 3 つまで ○印をお付けください。

- 1 専門職員を確保し、行政サービスの高度化を図るため
- 2 財政基盤を強化するため
- 3 広域的な行政課題に対応するため
- 4 市町村のエリアを日常生活圏に合わせるため
- 5 地域の総合的な活力の強化のため
- 6 財政支援措置（合併特例債・特別交付税・合併市町村補助金）を活用するため
- 7 住民の支払負担増を避けるため
- 8 今後の少子高齢化進展に伴う行政ニーズに対応できる体制を整えるため
- 9 旧市町村間の既存の公共施設の有効活用を図るため
- 10 地方交付税が減額され、単独での行政運営が困難となったため
- 11 財政状況が厳しく、単独での行政運営が困難だったため
- 12 行政の自主運営を高めるため（特例市、中核市などへの移行）
- 13 その他

・問 1-2 合併をしなかった理由

貴市町村が合併をしなかったのはなぜですか。適当なものに 3 つまで ○印をお付けください。

- 1 合併先の市町村に吸収され、自地域が衰退するおそれがあるため
- 2 これまでの地域の歴史・文化、一体感を崩すおそれがあるため
- 3 合併によるメリットが感じられないため
- 4 単独で財政運営をすることが十分可能であったため
- 5 財政状況の厳しい市町村との合併であったため
- 6 合併先と考えられる市町村に合併する意向がないため
- 7 住民の合併に対する機運が盛り上がらなかったため
- 8 住民投票の結果、合併反対票が多数を占めたため
- 9 その他

・問2 市町村合併に対する評価

※市町村合併を行った市町村のみお答えください

市町村合併によって、どのような変化が生じた（または今後生じる）とお考えですか。適当なものに3つまで○印をお付けください。

- 1 要員の削減等、事務事業の効率化が実現した
- 2 財政基盤が強化された
- 3 旧市町村の枠を超える広域的な行政課題への対応が行いやすくなった
- 4 地域の総合力の発揮により、地域競争力が強化された
- 5 専門職員の確保により、高度な行政サービスの提供が可能となった
- 6 特に変化はない
- 7 その他

・問3 市町村合併に関連した課題

※市町村合併を行った市町村のみお答えください

貴市町村において、市町村合併に関連して当面どのような課題があるとお考えですか。適当なものに3つまで○印をお付けください。

- 1 行政職員の定員適正化
- 2 行政職員の給与体系・賃金水準の見直し
- 3 議会議員の定数適正化
- 4 地域住民の一体感の醸成
- 5 水道などの公共料金の統一
- 6 類似公共施設の統廃合等による運営効率化
- 7 民意を適正に行政運営に反映させる工夫
- 8 その他

・問4 今後の市町村合併の必要性

※本問以降問8まで、全ての市町村にお尋ねします

貴市町村は、今後の市町村合併の必要性についてどのようにお考えですか。適当なものに1つだけ○印をお付けください。

- 1 これ以上の合併は必要ない
- 2 当面は不要であるが、将来、条件が整えば合併を行う必要がある
- 3 早急に合併する必要がある
- 4 その他

・問5 合併優遇策の必要性

現在、旧合併特例法よりも優遇策が縮小した合併新法が適用されています。こうした合併優遇策について、どのようにお考えですか。適当なものに1つだけ○印をお付けください。

- 1 市町村合併を強力に推進するために、旧法並の優遇策にすべきである
- 2 市町村合併を促進するために、現行程度の支援策を今後も継続すべきである
- 3 各市町村の自主性に応じて合併を推進すべきであり、合併優遇策は不要である
- 4 その他

Ⅱ 新たな広域自治体の必要性について

・問6 市町村に求められる役割

社会情勢の変化に伴い、貴市町村では、今後どのような施策に対する住民のニーズが高くなるとお考えですか。適当なものに3つまで○印をお付けください。

- | | | | |
|---|-----------|----|--------|
| 1 | 道路の管理 | 8 | 老人福祉 |
| 2 | 住宅の整備 | 9 | 児童福祉 |
| 3 | 中心市街地の活性化 | 10 | 医療対策 |
| 4 | 観光振興 | 11 | 学校教育 |
| 5 | 農林水産業振興 | 12 | 環境対策 |
| 6 | 雇用対策 | 13 | 防災対策 |
| 7 | 生活保護 | 14 | その他（ ） |

・問7 今後の都道府県の役割

住民の行政に対するニーズの変化によって、都道府県の役割が次第に変化することが見込まれます。都道府県が担うべき役割として、今後どのような取組みの重要性が増すとお考えですか。適当なものに3つまで○印をお付けください。

- 1 人材育成の支援（市町村が行う職員研修の支援・県職員の派遣等）
- 2 情報・ノウハウ等に関する支援（市町村への助言・政策情報の提供等）
- 3 市町村の共同取組の支援・誘導
- 4 広域的な行政問題への対応（産業・観光振興、防災力強化等）
- 5 国際的な諸課題への対応（外国人居住環境の整備、国際交流の推進、外国人観光客の誘客等）
- 6 その他

・問 8 道州制を導入することへの賛否

現行の府県制度に替わる制度として道州制の導入が検討されています。道州制の導入に対してどのようにお考えですか。適当なものに1 つだけ○印をお付けください。

- 1 賛成
- 2 どちらかという賛成
- 3 どちらかという反対
- 4 反対
- 5 どちらでもない（理由を下記括弧内にご記入ください）

[

]

・問 9－1 道州制の導入に賛成する理由

問 8 で 1 または 2 と回答された方にお尋ねします。道州制導入に賛成されるのはなぜですか。適当なものに3 つまで○印をお付けください。

- 1 地方分権社会が実現し、地域の特性に応じた自立的な行財政運営が可能となるから
- 2 地方公務員の定数減などにより、経費の削減が期待できるから
- 3 広域行政課題への対応が充実するから
- 4 住民の行政参加意識や自己責任意識の芽生えが期待できるから
- 5 二重行政や縦割り行政の解消により、許認可申請の一本化等手続き面での簡素化が期待できるから
- 6 その他

[

]

・問 9－2 道州制の導入に反対する理由

問 8 で 3 または 4 と回答された方にお尋ねします。道州制導入に反対されるのはなぜですか。適当なものに3 つまで○印をお付けください。

- 1 道州間の財政力格差が存在するから
- 2 道州内で州都となる地域とそれ以外の地域間で現在より格差が拡大するから
- 3 行政広域化に伴い事務の煩雑化やコストの増大を招くから
- 4 権限、財源の拡大に対応した政策立案・遂行能力を有する人材の確保が困難であるから
- 5 住民と行政の距離が遠くなるから
- 6 現行のナショナルミニマム水準が維持されないから
- 7 権限や財源の移譲が今後も進めば、現在の府県制度でも対応可能であるから
- 8 その他

[

]

Ⅲ道州制を導入する場合の道州制のあり方について

※道州制導入の賛否に関わらず、以下の質問へのご回答をお願いいたします。

・問 10 国と地方の役割分担

仮に、道州制に移行する場合、国と地方の関係はどうあるべきだとお考えですか。
適当なものに 1 つだけ ○印をお付けください。

- 1 国の役割を通商・外交、防衛、司法、調整・監視、ナショナルミニマム等に限
定。民生や教育等住民に身近な諸課題への対応を道州及び市町村が担うべき。
- 2 現在の国と地方の関係を維持すべきである。
- 3 その他

()

・問 11 道州制への移行時期

道州制を導入する時期として、いつ頃が適当であるとお考えですか。適当なものに
1 つだけ ○印をお付けください。

- 1 すでに道州制を導入すべき環境となっており、早急に道州制を導入すべき
- 2 道州制を導入すべき環境となっているが、まずは市町村合併後の体制を整える
必要があり、市町村の体制が落ち着いた時点で道州制を導入すべき
- 3 現在は、道州制を導入すべき環境ではないが、道州制に関する調査研究を実施
し、導入の必要が生じた時点で早急に道州制へ移行できるよう準備を整えるべ
き
- 4 その他

()

・問 12 国の出先機関の扱い

道州制に移行する場合の国の出先機関の扱いについてどのようにお考えですか。適
当なものに 1 つだけ ○印をお付けください。

- 1 道州制移行期間を設けず、移行時点を定めて道州政府の設立・出先機関の廃
止・権限の移譲を同時に実施する
- 2 まず道州政府を設立し、一定の道州制移行期間中に、出先機関の権限を徐々に道
州政府に移譲し、最終的には出先機関を廃止する
- 3 道州政府を設立すると同時に、道州区域ごとに各省庁の出先機関を 1 つに統合
した総合出先機関を設立する。その後、一定の道州制移行期間中に総合出先機
関から道州制府に徐々に権限を移譲し、最終的には総合出先機関を廃止する
- 4 その他

()

・問 13 国庫補助金制度の課題

現行の補助金制度についてどのような課題があるとお考えですか。適当なものに3つまで○印をお付けください。

- 1 補助金申請事務が煩雑すぎる
- 2 社会資本整備に対する補助金がばら撒きの交付されており、事業完成までに長時間を要している
- 3 国の予算消化のために、地方にとって不要な補助事業が行われている
- 4 補助金の交付条件に合わせるため、地方の実情に合わない事業が行われている
- 5 中央省庁が縦割りで補助金メニューを作成しているため、類似する補助金が多く、無駄が発生している。
- 6 その他

・問 14 国庫補助金制度のあり方

道州制下における、補助金制度のあり方についてどのようにするのが望ましいとお考えですか。適当なものに1つだけ○印をお付けください。

- 1 補助金を全て廃止し、地方へ財源移譲することにより一般財源化を進める
- 2 交付金化・補助条件の緩和等、運用の見直しにより存続させる
- 3 現行のまま存続させる
- 4 その他

・問 15 地方交付税のあり方

道州制下における地方間の財政調整についてどのような調整方法が望ましいとお考えですか。適当なものに1つだけ○印をお付けください。

- 1 各地方独自の地方税により財源を賄い、地方間の調整は行わない完全自立型の制度とする
- 2 地方間の不均衡を地方自らが水平的に調整する制度とする
- 3 現行の地方交付税の制度を存続させる
- 4 その他

・問 16 自主財源について

地方の自主財源として、どのような税目の拡充が適当だとお考えですか。適当なものにいくつでも○印をお付けください。

- 1 所得税から個人住民税への税源移譲
- 2 法人税の地方へ移譲
- 3 地方消費税の増税
- 4 その他

(

)

・問 17 道州の区域

道州制が導入されるとしたら、貴自治体はどの州に属するのがよいとお考えですか。適当なものに1つだけ○印をお付けください。

- 1 中部州（愛知・岐阜・三重・静岡・長野）
- 2 関西州
- 3 関東州
- 4 その他

(

)

Ⅳ道州制導入に向けた議論のあり方について

・問 18 政府に求めること

今後、道州制の実現に向けて（または道州制の議論の活性化に対して）政府にどのような対応を求めているとお考えですか。

（例：道州制基本法の制定、道州制推進特別委員会の設置、地方と国の共同による道州制推進協議機関の設置）

・問 19 国民的な議論にするために今後期待される取組み

道州制は地方制度の根幹に係る問題であり、国民各層における広範な議論の動向を踏まえて道州制の導入に関する判断を行うべきですが、国民的議論の高まりを実現するためには、どのような取組みが必要であるとお考えですか。

・問 20 自由意見

地方行政制度に関するご意見など、ご自由にご記入ください。

■最後に、貴市町村の概要についてご記入ください。

人 口	(平成 18 年 4 月 1 日現在の数値でご回答ください)	
	1 : 30 万人以上	3 : 1 万人以上 10 万人未満
	2 : 10 万人以上 30 万人未満	4 : 1 万人未満
財政力指数	(平成 15-17 年度 3 カ年平均値でご回答ください)	
	1 : 1.0 以上	4 : 0.3 以上 0.5 未満
	2 : 0.7 以上 1.0 未満	5 : 0.3 未満
	3 : 0.5 以上 0.7 未満	

ご協力いただきまして、ありがとうございました

**「道州制等広域行政に関する中部５県市町村長の意識調査」
調査結果報告書**

2006 年 9 月

社団法人 中 部 経 済 連 合 会

名古屋市東区武平町 5 丁目 1 番地

(名古屋栄ビルディング 10 階)

(0 5 2) 9 6 2 - 8 0 9 1
